

令和6年度 大阪府消費者施策の実施状況

(令和5年度の実績を含む)

令和6年9月 大阪府消費生活センター

| | 늅策体系 | 1 |
|------------|------------------------------------|-----|
| | 当費者基本計画(第2期)概要······ | 2 |
| 3. 担当部制 | 果別事業一覧 | 3 |
| 4. 体系別事 | | 7 |
| | 音の安全・安心の確保 | 7 |
| | 商品・役務の安全性の確保 | 7 |
| | 消費者取引の適正化 | 1 |
| | 不当な取引行為の防止等 | 1 |
| | 価格・商品の表示、広告等の適正化 | 1 |
| | 消費者への情報提供 | 1 |
| | 個人情報の保護 | 2 |
| | 物価安定対策と適正な税の転嫁 | 2 |
| | 音の自立への支援 | 2 |
| | 高度情報通信社会への対応 | 2 |
| | 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の推進 | 2 |
| | 高齢者、障がい等への支援 | 3 |
| | 音教育の推進 | 3 |
| III-1. | 消費者教育推進の基本的な方向 | 3 |
| III-2. | ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進 | 3 |
| | 学校(小学校・中学校・高等学校・支援学校等)等における消費者教育 … | 3 |
| | 大学等における消費者教育 | 3 |
| | 地域における消費者教育 | 3 |
| (4) | 家庭等における消費者教育 | 4 |
| | 職域における消費者教育 | 4 |
| | 消費者教育拠点としての消費生活センターの活用 | 4 |
| | 消費者教育の担い手の育成と活用 | 4 |
| | 小学校・中学校・高等学校・支援学校等における教職員 | 4 |
| | 消費生活相談員等 | 4 |
| | 実務経験者等 | 4 |
| | 地域における消費者教育の担い手 | 4 |
| , , | 消費者教育コーディネーター | 4 |
| | E活相談体制の充実 ······ | 4 |
| | 府の消費生活相談体制の充実・強化 | 4 |
| (1) | 高度で専門的な相談への対応力強化(相談員の育成・資質向上) | 4 |
| | 府消費生活センターほか各種相談窓口の連携による相談体制の充実強化 … | 4 |
| | 府における消費生活相談窓口の周知強化(広報強化) | 5 |
| | 市町村相談体制への支援 | 5 |
| | 市町村消費生活相談員等の育成・資質向上等 | 5 |
| | 市町村における消費生活相談業務の支援 | 5 |
| | 消費者問題の早期解決支援 | 5 |
| (1) | あっせん、調停の活用 | 5 |
| , , | 訴訟への支援 | 5 |
| | 高齢者、障がい者等の被害解決への支援 | 5 (|
| (4) | 警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進 | 5 9 |
| 垮資料 | | |

- 1. 大阪府消費者保護条例の体系
- 2. 消費者行政主要組織図
- 3. 消費者施策に関する法令等について

1. 消費者施策体系

| 消費者施策の推進 | | 項目 |
|-----------|--|-------------------------|
| I 消費者の | 安全・安心の確保 | |
| 1 | 商品・役務の安全性の確保 | I -1 |
| 2 | 消費者取引の適正化 (1)不当な取引行為の防止等 (2)価格・商品の表示、広告等の適正化 | I -2-(1) I -2-(2) |
| 4 | 消費者への情報提供 個人情報の保護 物価安定対策と適正な税の転嫁 | I -3 I -4 I -5 |
| ── Ⅱ 消費者の | り自立への支援 | |
| <u></u> | 高度情報通信社会への対応 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の推進 高齢者、障がい者等への支援 | II -1 II -2 II -3 |
| ── Ⅲ 消費者者 | 牧育の推進 | |
| 1 | 消費者教育推進の基本的な方向 | |
| 2 | ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進 (1)学校(小学校・中学校・高等学校・支援学校等)等 における消費者教育 | Ⅲ-2-(1) |
| | (2)大学等における消費者教育 (3)地域における消費者教育 | Ⅲ-2-(2) Ⅲ-2-(3) |
| | (4)家庭等における消費者教育 (5)職域における消費者教育 | Ⅲ-2-(4) Ⅲ-2-(5) |
| | (6)消費者教育拠点としての消費生活センターの活用 | Ⅲ-2-(6) |
| 3 | 消費者教育の担い手の育成と活用 ├── (1)小学校・中学校・高等学校・支援学校等における教職員 | Ⅲ-3-(1) |
| | —— (2)消費生活相談員等 —— (3)実務経験者等 | Ⅲ-3-(2) Ⅲ-3-(3) |
| | (4)地域における消費者教育の担い手 (5)消費者教育コーディネーター | Ⅲ-3-(4) Ⅲ-3-(5) |
| ── Ⅳ 消費生剂 | 舌相談体制の充実 | |
| 1 | 府の消費生活相談体制の充実・強化 (1)高度で専門的な相談への対応力強化 | Ⅳ -1-(1) |
| | (日間及で等日間な相談、の方間の対象化 (相談員の育成・資質向上) (2)府消費生活センターほか各種相談窓口の | IV-1-(1) |
| | 連携による相談体制の充実強化 (公) | IV-1-(3) |
| 2 | 市町村相談体制への支援 | |
| | (1)市町村消費生活相談員等の育成·資質向上等 (2)市町村における消費生活相談業務の支援 | IV-2-(1) IV-2-(2) |
| 3 | 消費者問題の早期解決支援 | |
| | (1)あっせん、調停の活用 (2)訴訟への支援 | IV-3-(1) IV-3-(2) |
| | (3)高齢者、障がい者等の被害解決への支援 (4)警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進 | W-3-(3) W-3-(4) |

◎ 消費者基本計画 (第2期) の基本的な考え方

- ○大阪府消費者基本計画(第1期)【平成27年4月~令和2 年3月】の基本的な考え方を踏襲し、後継計画として策定する。
- 〇府、市町村、事業者、事業者団体、消費者(府民)、消費者団体がそれぞれの責務と役割を認識して主体的に責任ある行動を取り、互いに協力し合いながら、安全・安心な消費生活の実現、そのための「消費者市民社会」の構築をめざす。

■ 計画の性格

「消費者施策を計画的に推進するための基本計画」(大阪府消費者保護条例第8条)として「都道府県消費者教育推進計画」(消費者教育推進法第10条)の性格をあわせ持った、消費生活に関する総合的な計画として策定

■ 計画期間

5年間(令和2年4月~令和7年3月)

■ 計画の推進体制

○「大阪府消費者行政推進本部会議」(知事を本部長とし、全部 局長で構成)を運営

庁内関係部局との連携・協力により消費者行政を総合的・効果 的に推進

〇消費者庁と地方公共団体が意見交換する「近畿ブロック会議」 や府と府内市町村で構成する「大阪府消費者行政連絡会議」 等において、府の施策に関する意見交換や情報提供を実施

◎ 新たな課題

- (1) 令和4年4月、成年年齢を引き下げる改正民法の施行
- (2) 高齢化の更なる進展による高齢消費者被害の拡大、深刻化
- (3) 高度情報通信化の更なる進展に伴う取引形態の複雑化・多様化
- (4) 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進
- (5) 改正出入国管理法の施行等国際化の進展

◎ 計画の主な内容

■ 消費者施策の方向性と展開

基本目標1:消費者の安全・安心の確保

⇒ 商品・役務の安全性の確保、消費者取引の適正化、消費者へ の情報提供等を実施

●災害時等における消費者被害の防止●ギャンブル等依存症に関する知識の普及

基本目標2:消費者の自立への支援

⇒ 悪質商法の手口等必要な情報の提供や消費者教育、啓発等により自立した消費者を育成。持続可能な社会の形成に貢献する消費行動(「エシカル(倫理的)消費」※を推進

※エシカル(倫理的)消費 ⇒人や社会・環境等に配慮した消費行動 動消費のサポーター事業における地域安全センターとの連携 ・受消費者フェアの実施(エシカル消費の推進含む) ・砂食品ロス削減対策推進事業

基本目標3:消費者教育の推進

のプラスチック対策推進事業

⇒ 自立した消費者を育成するため、ライフステージに応じた 多様な場における消費者教育を推進。また、消費者教育の 担い手の育成と活用を実施 ⑩成年年齢引き下げに伴う集中啓発事業

基本目標4:消費生活相談体制の充実

⇒ 広域的で高度な案件に対応できる府の消費生活相談体制を充 実。消費者に最も身近な存在である市町村の相談窓口の整 備・充実

働大阪府外国人情報コーナーとの連携

■ 計画の進行管理

毎年度、検証結果を消費者保護審議会及び消費者教育推進地域 協議会で報告するとともに、府ホームページにおいて広く府民 に公表

※その他参考指標による動向の把握

【参考指標1】: 府及び市町村センターで受け付けた、契約当事者の年 代別件数と割合(若年者及び高齢者の年齢区分の細分 化⇒ より詳細なエビデンスを収集)

【参考指標2】: 国の地方消費者行政強化作戦 2020 の「政策目標」に係る府内の状況

■ 重点取組の設定

特に喫緊の課題を重点取組に設定。あわせて、毎年度動向を注視していくべき指標 (参考指標)を設定

重点取組1:在学中に成年となる高校生等に対する実践的な消費者教育を推進する ため、教育委員会等と連携し府内すべての高等学校等で消費者教育を 実施できるよう重点的に取り組む

〇取組内容

- ▶ 新学習指導要領が実施されるまでの間、先行で特例として実施される家庭科、社会科等での実践的な消費者教育の周知徹底と早期実施
- ▶「社会への扉」等の実践的な消費者教育教材等の活用
- ▶「消費者教育コーディネーター」等の育成・活用及び実務経験者の学校教育現場での活用
- ▶ 教員研修等による消費者教育の指導力強化

○重点取組1における参考指標:

「社会への扉」等の消費者教育教材を活用して消費者教育を実施した高校等の率

重点取組2:消費者被害から高齢者、障がい者を守るため、府内全市町村に高齢者の 見守りネットワーク(消費者安全確保協議会等)が設置され、 より効果的な運営が行われるよう市町村の取組を支援

〇取組内容

- ▶ 消費のサポーターをはじめ高齢者等向け講座の充実強化と地域における講座開催等の支援・ 調整
- ▶ 弁護士等の専門家との連携による見守りネットワークづくりに向けた環境整備
- ▶ 警察との連携による高齢者等を狙い撃ちにする特殊詐欺被害や消費者被害の防止
- ▶ 消費者安全確保地域協議会等の効果的運営に向けた研修等での好事例の情報交換機会の 設定

○重点取組2における参考指標:

市町村の消費者安全確保地域協議会等見守りネットワークの設置率

(参考) 消費者庁 地方消費者行政強化作戦 2020「政策目標」

<政策目標1> 消費生活相談体制の強化 <政策目標5> 特定適格消費者団体、適格消費者 団体、消費者団体の活動の充実

<政策目標6> 法執行体制の充実(全都道府県)

<政策目標3> 消費者教育の推進等

<政策目標7> 地方における消費者政策推進のための体制強化(新)

<政策目標4> 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

3.担当部課別事業一覧

| 部 | 事業一覧 室課 | 事業 | 基本目標番号 | | 再掲 | 箇所 | |
|-------|-----------|--|------------------|------------------|------------------|-----------------|----------------|
| | | 製品関連被害防止・救済のための商品テスト | I -1 | IV -1-(1) | | | |
| | | 消費者保護条例に基づく危害防止 | I -1 | I -3 | | | |
| | | 消費生活用製品の監視取締り | I -1 | | | | |
| | | 家庭用品品質表示の指導取締り | I -1 | I -2-(2) | | | |
| | | 消費者保護条例等に基づく不当な取引行為及び訪問販売等の指導取締り等 | I -2-(1) | | | | |
| | | 前払式特定取引業者の指導監督等 | I -2-(1) | | | | |
| | | ゴルフ場等の会員契約に関する不当な行為の指導取締り | I -2-(1) | | | | |
| | | 消費者行政関連会議、研修会の出席 | I -2-(1) | | | | |
| | | 事業者に対する関係法令等の説明会の実施 | I -2-(1) | I -2-(2) | | | |
| | | 不当景品・不当表示の指導取締り | I -2-(2) | | | | |
| | | ************************************** | | Ⅱ -1 | II -3 | Ⅲ -2-(4) | Ⅲ -2-(6 |
| | | 消費生活情報の提供 | I -3 | IV-1-(3) | IV-3-(3) | | |
| | | ウェブサイトの運用 | I -3 | IV-1-(3) | | | |
| | | 消費者問題講演会(府市連携事業) | I -3 | | | | |
| | | 消費者フェアの実施(エシカル消費の推進を含む) | I -3 | II -2 | Ⅲ -2-(3) | Ⅲ-2-(6) | |
| | | 消費者保護条例に基づく自主行動基準の策定・届出 | I -3 | | | | |
| | | 総合案内の運営及び消費者啓発事業の実施(府市連携事業) | I -3 | Ⅲ -2-(6) | | | |
| | | 災害時等における消費者被害の防止 | I -3 | | | | |
| | | 製品による事故防止のための情報提供 | I -3 | | | | |
| | | 「訪問販売お断りステッカー」の配布 | I -3 | | | | |
| | | 悪質商法対策事業(消費者被害未然防止等のための啓発) | I -3 | I V-1-(3) | | | |
| | | 相談事業等を通じての個人情報保護にかかる事業者への注意喚起 | I -4 | | | | |
| | | センター内の個人情報の適正管理 | I -4 | | | | |
| | | 生活二法の適正な運用 | I -5 | | | | |
| | ツ 典 土 江 L | 消費者保護条例による緊急措置 | I -5 | | | | |
| 守民文化部 | 消費生活センター | 災害時等における生活関連商品の価格・需給動向等の監視 | I -5 | | | | |
| | | 中核的センター機能充実強化研修 | II — 1 | Ⅲ -3-(2) | I V−1−(1) | | |
| | | 市町村相談員総括者研修 | II — 1 | Ⅲ -3-(2) | ₩-2-(1) | | |
| | | 消費者教育講師派遣 | II — 1 | | | Ⅲ-2-(4) | |
| | | 消費のサポーター養成・更新講座 | II — 1 | II -3 | Ⅲ -2-(3) | Ⅲ -3-(4) | W-3-(3 |
| | | 高齢者向け「消費者問題ミニ講座」への講師派遣 | Ⅱ-1 | II -3 | Ⅲ-2-(3) | Ⅲ -3-(4) | W-3-(3 |
| | | 偽サイト・詐欺サイトに関する情報の提供 | Ⅱ-1 | | | | |
| | | 高齢者等の見守り者対象の講座の実施 | II -3 | Ⅲ-2-(4) | Ⅲ-3-(4) | IV-3-(3) | |
| | | 事業者等と連携した見守り強化 | II -3 | Ⅲ -2-(5) | Ⅲ -3-(4) | | |
| | | 特殊詐欺等被害防止に向けた広報啓発活動 | II -3 | № -3-(3) | | | |
| | | 「高齢者・障がい者等の消費者被害に関する連絡会」の開催 | п-з | | | | |
| | | 見守り活動推進のための市町村消費者行政職員等研修会の実施 | п-з | | | | |
| | | 消費のサポーター事業における地域安全センターとの連携 | II -3 | III-2-(3) | | | |
| | | 悪質商法対策事業(消費者安全確保地域協議会の機能強化) | II -3 | Ⅲ -3-(4) | ₩-1-(2) | Ⅳ -2-(1) | |
| | | 夏休み若者向け特別啓発 | Ⅲ-2-(1) | | | | |
| | | 消費者教育教材活用推進 | Ⅲ-2-(1) | Ⅲ -3-(1) | | | |
| | | 若者向け啓発資料の作成 | Ⅲ-2-(1) | | | | |
| | | 大学生期における消費者教育 | Ⅲ-2-(2) | Ⅲ -3-(4) | | | |
| | | 金銭教育の普及等 | Ⅲ-2-(3) | | | | |
| | | 社会教育施設等への情報提供及び教材等の貸し出し | Ⅲ-2-(4) | | | | |
| | | 市町村消費者行政職員等研修会の実施 | Ⅲ-3-(2) | I V−2−(1) | | | |
| | | 即戦力となる消費生活相談員育成・コーディネート事業 | Ⅲ -3-(2) | W-2-(1) | | | |
| | | 国民生活センター研修の受講 | Ⅲ -3-(5) | IV-1-(1) | | | |
| | | 消費者教育コーディネーターの活用 | Ⅲ -3-(5) | | | | |
| | | 消費生活相談及び苦情処理 | I V−1−(1) | - | | | - |

3.担当部課別事業一覧

| <u>3.這当即添加</u> 部 | 事業一覧 室課 | 事業 | 基本目標番号 | | 再掲 | 箇所 | |
|---------------------|-------------------------------|--|----------------------|------------------|----|----|--|
| | | チャットボット運営事業 | Ⅳ -1-(1) | | | | |
| | | 悪質商法対策事業(消費生活相談窓口の機能強化) | I V − 1 − (2) | | | | |
| | | 共同事例研究会の実施 | Ⅳ -2-(1) | | | | |
| | | 巡回相談・経由相談の実施 | Ⅳ -2-(2) | | | | |
| 应日本ル如 | 消費生活セ | 市町村相談体制整備支援 | Ⅳ -2-(2) | | | | |
| 府民文化部 | ンター | 法律相談の実施 | Ⅳ -2-(2) | | | | |
| | | 大阪府消費者行政強化・推進事業補助金 | Ⅳ -2-(2) | | | | |
| | | 商品テスト事例研究会の実施 | Ⅳ -2-(2) | | | | |
| | | 大阪府消費生活苦情審査委員会の運営 | I V-3-(1) | | | | |
| | | 訴訟の援助 | IV-3-(2) | | | | |
| | 危機管理室 | 高圧ガス・LPガス・火薬類(がん具煙火)の指導取締り | I -1 | | | | |
| TL /// A == +0 | 消防保安課 | 電気用品安全法、ガス事業法の指導取締り | I -1 | | | | |
| 政策企画部 | 危機管理室 治安対策課 | 消費のサポーター事業における地域安全センターとの連携 | II -3 | Ⅲ -2-(3) | | | |
| 総務部 | 統計課 | 大阪市消費者物価指数の作成 | I -5 | | | | |
| <u> </u> | 府政情報室 広報広聴課 | 府民相談 | Ⅳ -1-(2) | | | | |
| 府民文化部 | 都市魅力創 造局企画·観 光課 | 旅行業法に基づく府知事登録業者への適正指導(報告徴収及び立入 検査等) | I -2-(1) | | | | |
| | 都市魅力創 造局国際課 | 府民相談 | Ⅳ-1-(2) | | | | |
| | 地域福祉推 進室地域福 祉課 | 福祉サービス第三者評価事業の推進 | I -3 | | | | |
| | | 地域権利擁護総合推進事業 | II -3 | M-3-(3) | | | |
| | | 日常生活自立支援事業 | II -3 | M-3-(3) | | | |
| | | 福祉サービスに関する苦情解決 | II -3 | I V−3−(3) | | | |
| | 障がい福祉 室生活基盤 推進課 | 障がい福祉サービスに関する相談・苦情解決体制づくり | II —3 | IV-3-(3) | | | |
| 福祉部 | 障がい福祉 室自立支援 課 | 府内の福祉施設で働く障がい者が生産する製品の認知度向上 | II -2 | | | | |
| | 高齢介護室 介護支援課· 介護事業者 課 | 介護保険制度における相談・苦情解決体制の推進 | п-з | IV-3-(3) | | | |
| | 高齢介護室 介護事業者 課 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「サービス付き高齢 者向け住宅の登録・閲覧制度」 | I -3 | | | | |
| | 子ども家庭局 子ども青少年 課 | 大阪の子どもを守るネット対策事業 | Ⅱ —1 | Ⅲ-2-(1) | | | |
| | 保健医療室 保健医療企 画課 | 府民相談 | I V − 1 − (2) | | | | |
| | 保健医療室 | 救急医療の適正利用 | I -3 | | | | |
| | CE C는 +1 /// =IB | 献血意識の高揚 | I -3 | | | | |
| 健康医療部 | 保健医療室 感染症対策 課 | 感染症の予防に関する知識の普及 | I -3 | | | | |
| | 保健医療室 | ギャンブル等依存症に関する知識の普及 | I -3 | | | | |
| | 地域保健課 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | I V-1-(2) | | | | |
| | | | | | | | |
| | 健康推進室 | 栄養知識の普及 | I -3 | | | | |

3. 担当部課別事業一覧

| 3.担当部課別 | 事業一覧 室課 | 事業 | 基本目標番号 | | 再掲筐 | ⑤所 | |
|-------------|----------------|---|----------|----------|-----|--------|--|
| | 生活衛生室 | 有害物質等を含有する家庭用品の監視取締り | I -1 | | | | |
| | 環境衛生課 | 住居衛生対策事業 | I -3 | | | | |
| | | 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、指定薬物及び毒物劇物に関する監視指導 | I -1 | I -2-(2) | | | |
| | 生活衛生室 | 健康食品安全対策事業 | I —1 | I -3 | | | |
| 健康医療部 | 薬務課 | 医薬品の適正使用の推進 | I -3 | | | | |
| | | 薬物乱用防止対策の推進 | I -3 | | | | |
| | | 医療機器の適正使用 | I -3 | | | | |
| | 生活衛生室 | 食品衛生に関する監視取締り | I —1 | I -2-(2) | | | |
| | 食の安全推 | 食品衛生知識の普及 | I —1 | | | | |
| | 進課 | 食品表示適正化推進事業 | I -2-(2) | | | | |
| 商工労働部 | 中小企業支 援室金融課 | 多重債務者対策の推進 | Ⅳ-1-(2) | | | | |
| | 計量検定所 | 適正計量の確保 | I -2-(2) | | | | |
| | | 太陽光パネル設置普及啓発事業 | II -2 | | | | |
| | | グリーン購入の推進 | II -2 | | | | |
| | | 環境教育・環境保全活動の推進 | Ⅱ-2 | | | | |
| | 脱炭素・エネルギー政策課 | 家庭や企業の省エネルギー行動推進事業 | II -2 | | | | |
| | | おおさか気候変動適応・普及強化事業 | II -2 | | | | |
| | | おおさかプラスチックごみゼロ宣言推進事業 | II -2 | | | | |
| | | 万博を契機とした環境・エネルギー先進技術普及事業 | II -2 | | | | |
| | | 電動車の普及促進 | II -2 | | | | |
| | | 環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度普及事業 | Ⅱ-2 | | | | |
| | | 脱炭素化に向けた消費行動促進事業 | II -2 | | | | |
| | | 府民の脱炭素行動促進・貢献量可視化事業 | Ⅱ-2 | | | | |
| | 循環型社会 | リサイクル社会推進事業 | Ⅱ-2 | | | | |
| | 推進室資源 循環課 | 使い捨てプラスチックごみ対策推進事業 | II -2 | | | | |
| 環境農林水 産部 | 環境管理室 事業所指導課 | 生活排水対策の推進 | Ⅱ-2 | | | | |
| | | 駐車時におけるアイドリングストップの推進 | II -2 | | | | |
| | 環境管理室 環境保全課 | おおさか交通エコチャレンジ推進運動 | II -2 | | | | |
| | 从 况 | 海岸漂着物等対策推進事業 | II -2 | | | | |
| | 農政室推進 | 青果物価格安定対策事業 | I -5 | | | | |
| | 課 | 大阪エコ農業総合推進対策事業 | II -2 | | | | |
| | | 大阪産(もん)ブランド化の推進 | II -2 | | | | |
| | 流通対策室 | 大阪産(もん)を活用した脱炭素化推進事業 | II -2 | | | | |
| | ブランド戦略 | 食品ロス削減対策検討事業 | II -2 | | | | |
| | 推進課 | 消費者行動促進支援事業 | II -2 | | | | |
| | | 食品ロス削減行動推進事業 | II -2 | | | | |
| | 流通対策室 | 米穀等の産地情報に関する表示の適正化の推進 | I -2-(2) | | | | |
| | 市場・検査指導課 | 地方卸売市場の運営の指導 | I -5 | | | | |
| | 中央卸売市 場 | 中央卸売市場事業 | I -5 | | | | |

| 3.担当部課別 | 事業一覧 室課 | 事業 | 基本目標番号 | | 再揭箇所 | |
|-------------|-----------------------|---|------------------|----------------------|------|--|
| | 交通戦略室 交通計画課 | 自動車運転代行業者への適正指導(報告徴収及び立入検査等) | I -2-(1) | | | |
| | | 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「サービス付き高齢 者向け住宅の登録・閲覧制度」 | 1-3 | | | |
| | | 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 | I -3 | | | |
| | | 住宅瑕疵担保履行法にかかる情報提供 | I -3 | | | |
| | | 大阪の住まい活性化フォーラムにおけるリフォーム・リノベーションの 普及・啓発 | 1-3 | | | |
| | 居住企画課 | 大阪の住まい活性化フォーラムにおける『大阪版・空家バンク』の設 置 | I -3 | | | |
| | | 住まい・まちづくり教育の普及 | Ⅲ-2-(1) | | | |
| 1 | | 住宅相談の実施 | Ⅳ -1-(2) | | | |
| 都市整備部 | | 大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会アドバイザー派遣制度 | IV-1-(2) | | | |
| ı | | 大阪の住まい活性化フォーラムにおける住まいの相談の実施 | Ⅳ -1-(2) | | | |
| | 建築環境課 | 大阪府住宅リフォームマイスター制度 | I -3 | I V − 1 − (2) | | |
| | | 「大阪・工事監理の星」制度への支援 | I -3 | | | |
| | 建築指導室 | 防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針の公表 | I -3 | | | |
| | 建築安全課 | 建築物に附属する特定の設備等の安全確保 | I -3 | | | |
| | | 建築基準法及び建築士法に基づく情報提供等 | I -3 | | | |
| | 建築指導室建築振興課 | 宅地建物取引の適正指導 | I -2-(1) | | | |
| | | 住宅瑕疵担保履行法にかかる情報提供 | I -3 | | | |
| | | 宅地建物取引及び建設工事請負契約に関する啓発 | I -3 | | | |
| | | 建設工事請負契約等に関する相談 | Ⅳ -1-(2) | | | |
| | 教育振興室 | 学習指導要領に基づく消費者教育 | Ⅲ -2-(1) | | | |
| | 高等学校課 | 「大阪府金融広報委員会」との連携 | Ⅲ-2-(1) | | | |
| | 教育振興室 支援教育課 | 学習指導要領に基づく消費者教育 | Ⅲ-2-(1) | | | |
| | 市町村教育 | 「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク連絡会議」における関係機 関等との連携 | II — 1 | | | |
| 教育庁 | 室小中学校 課 | 学習指導要領に基づく消費者教育 | Ⅲ -2-(1) | | | |
| | | 「大阪府金融広報委員会」との連携 | Ⅲ -2-(1) | | | |
| | 市町村教育 室地域教育 振興課 | 社会教育施設等への情報提供及び教材等の貸し出し | Ⅲ-2-(4) | | | |
| | 教育センター | 学校教員の消費者教育研修の実施 | Ⅲ-3-(1) | | | |
| <u> </u> | | 特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発活動 | II -3 | I∆-3-(3) | | |
| | 府民安全対 策課 | 圧着はがきの郵送による広報啓発活動(特殊詐欺対策) | II -3 | 1√3-(3) | | |
| 警察本部生 | - N H/N | 「おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター」の開設 | II -3 | № -3-(3) | | |
| 活安全部 | 生活経済課 | 悪質商法110番の設置 | Ⅳ -1-(2) | I V-3-(4) | | |
| | 工心性 | 警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進 | I V-3-(4) | | | |
| | 生活環境課 | 警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進 | I V−3−(4) | | | |
| | 高度情報推 | サイバー犯罪に対する広報啓発活動 | II — 1 | | | |
| 警察本部警 務部 | 進局サイ | フィッシング詐欺、インターネットバンキングにおける不正送金、偽 ショッピングサイトによる詐欺等に関する消費者に対する広報啓発活 動 | II — 1 | | | |

| 事業名 | 概 要 | 予算: | | | 管課 |
|-------------------------|---|---------------|----------------|-----------------|----------|
| 製品関連被害のための商品テスト | 製品関連被害の未然・再発防止等安全確保の観点から商品のテストを行い、消費者の商品知識の向上を図る。 < 令和 5 年度実績 > ・消費生活相談及び苦情の処理に必要な鑑別テスト | R5最終 6,314 | R6当初 6, 158 | 部 府民文 化化部 | 室課名 消活 タ |
| 消費者保護条 例に基づく危 害防止 | 商品や役務によって危害が発生し、又はそのおそれがあると認める 場合において、現行法令で対処できない時は、事業者に必要な措置を とるよう勧告するとともに、府民に周知する。 〔根拠法令等:大阪府消費者保護条例〕 | | | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 消費生活用製 品の監視取締 り | 消費者の生活の用に供される製品による生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、特定製品(家庭用圧力鍋等12品目)及び特定保守製品(屋内式ガス瞬間湯沸器等9品目)の販売業者に対し、立入検査等を実施する町村に対し移譲事務交付金を交付する。(H19.4.1から町村へ移譲・市は自治事務) 〈令和5年度移譲事務交付金〉 9町1村(全町村):257千円 〈令和5年度市町村の検査等の実績〉 ○特定製品 ・立入店舗数 41店 ・調査件数 302点 ・違反件数 0件 「特定保守製品 ・立入店舗数 0店 ・違反件数 0件 〔根拠法令等:消費生活用製品安全法、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例〕 | 312 | 302 | 府民文 化部 | 消活セン |
| 家庭用品品質表示の指導取 締り | 消費者の利益を保護するため、一般小売業者に対し立入検査を実施し、不備・不適正事項を排除するために指導等を実施する町村に対し移譲事務交付金を交付する。(H19.4.1から町村へ移譲・市は自治事務) <令和5年度移譲事務交付金> 9町1村(全町村):268千円 <令和5年度市町村の検査等の実績> 検査店舗数 62店 検査点数 56,860点 適正表示率 100.0% [根拠法令等:家庭用品品質表示法、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例] | 356 | 345 | 府民文 化部 | 消活タク |

| 事業 | 名 | 概 要 | 予算: | ・千田 | 所' | 管課 |
|--|----|---|---------|--------------|-------|--------------|
| ず 未 ′ | 4 | 似 女 | R5最終 | R6 当初 | 部 | 室課名 |
| 高圧ガス・ Pガス・火類 類(がん具) 次)の指導 締り | 薬煙 | 高圧ガス、LPガス、火薬類(がん具煙火)よる災害の未然防止を図り、公共の安全を確保するため、関係事業所等に対する保安指導を実施する。また、販売業者が適正な保管、運用を行うよう立入指導を実施する。 (高槻市を除く42市町村に移譲済) <令和5年度移譲事務交付金> ○高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬類取締法交付金額 41,181千円 <令和5年度市町村の検査等の実績> ○高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬類取締法立入件数 1,174件 [根拠法令等:高圧ガス保安法、液化石油がスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法、大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例〕 | 48, 626 | 44, 836 | | 危機管管保 |
| 電気用品安 法、ガス事 法の指導取 り | 全業 | 電気用品安全法、ガス事業法にかかる安全性の確保につき、電気用品及びガス販売事業者に対し、危険及び障害の発生を防止するために、指導及び、立入を実施する。(町村へ移譲、市は法定移譲済) < 令和5年度移譲事務交付金>電気用品安全法 283,000円ガス事業法 264,000円 ガス事業法 264,000円 < 令和5年度移譲事務実績>電気用品安全法 調査件数 7件ガス事業法 調査件数 4件 [根拠法令等:電気用品安全法、ガス事業法、大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例] | 652 | 632 | 政策企画部 | 危理消安 機室防課 |

| 事 業 名 | 概 要 | 予算: | 千円 | 所 | 管課 |
|---|---|---------|---------|-----|-----|
| | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| 医部品器等薬劇監薬外、、製物物視品品医再品及に指し、、療生、び関導医化機医指毒する | 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、指定薬物及び毒物劇物による保健衛生生との危害を防止し、入検査及者に関いるため、製造販売業者等に対し、立入検査及者に対しても常時立入の上、適正な野理と販売をとともに、販売業器等法及び適正広告基等の一般広告に合いでは、医薬品医療機器等法及び適正広告基準連連会の中で、医薬品と療機器等法及び適正広告基準連連食品の中で、医薬品指導を標等する広告については、違反業者に対して適正な指導を標等する立人検査により、といかは、違反業者に対して適正な指導をです。 [具体的な監視指導の内容] (1) 医薬品場等の人間、医薬品の製造販売業者等に対する立入検査による監視指導・医薬品、医薬部外品、関係を全管理の徹底を図る。また、製造等理及び製造販売後安全管理及び品質管理及び製造販売後安全管理及び品質管理及び出質管理及び出質管理及び出質管理及び出質管理及び出質管理及び出質管理及び出質管理及び出質管理及び出質管理及び出質管理の激底を図る。・医療機器、体外診断用医薬品の製造販売業者に対しては、QMS(製造管理及び品質管理)、GVP(製造販売後安全管理)及び体制省令(組織の体制及び人員の配置)により、製造管理及び製造販売後安全管理の徹底を図る。・薬局・販売業者等に対しては、適正な供給を確保するため、指導の徹底を図る。 ・薬局・販売業者等に対しては、適正な供給を確保するため、指導の体的を図る。 ・薬局・販売業者等に対しては、適正な供給を確保するため、指導の後底を図る。 (2) 市場流通品の抜き取り収去試験検査(内容成分検査は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所において実施)(3) 危険ドラッグの質と検査等による監視指導(4) 毒物劇物製造所等への立入検査 [根拠法令等:医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例] | 27, 319 | 28, 460 | 健療部 | 生生養 |

| 事業名 | 概 要 | 予算: | 千 田 | 所' | 管課 |
|------------|---|---------|------------|-------|--------|
| F * 4 | 794 女 | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| 健康食品安全対策事業 | 医薬品成分の含有された無承認無許可医薬品をいわゆる健康食品と称して販売することにより、消費者の健康被害の事件・事故が発生していることに鑑み、これらの買い上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の販売業者に対しては回収・廃棄等の指導を行うとともに、府のホームページに掲載し健康被害の防止を図る。 〔根拠法令:医薬品医療機器等法〕 | 180 | | 健康医療部 | 生活衛薬務課 |
| 食品衛生に関策り | 食中毒等飲食に起因する危害の発生防止及び違反不良食品の排除等を図るため、食品の製造・加工・保存及び販売等各食品関係施設を対象に施設監視・立入検査を実施し、衛生管理の徹底や不備事項の改善を指示するとともに、HACCP (ハサップ) に沿った衛生管理手法の取り組みや異物混入防止対策や適正表示等を指導する。また、府内に流通する食品等を収去し試験検査に供する。更に、食品中の残留物質による健康危害の防止を図るため、農薬、動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質等に係る各種検査を実施する。 (1) 食品関係施設の監視指導 (2) 食品、添加物、器具、食肉、乳等につい規格検査 (3) 野菜、果物、魚介類、食肉、乳等につい規格で、動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質等に係る各種残留検査 (4) 食品、添加物等の一斉取締り(夏期・年末) (6) 食品、添加物等の一斉取締り(夏期・年末) (6) 食品、添加物等の一斉取締り(夏期・年末) (6) 食品、衛生検査所(大おけると畜検査 (7) 食肉衛生検査所における食鳥検査 (8) 食鳥検査センターにおける食鳥検査 「根拠法令等:食品衛生法、食品表示法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、大阪府ふぐ処理登録者の規制に関する条例] | 95, 612 | 100, 703 | 健康医 | 生生の推進 |

| 事 業 名 | 概 要 | 予算: | | *** | 管課 |
|-----------|--|----------------|----------------|-------|------|
| 食品衛生知識の普及 | ・消費者及び事業者啓発の一環として、各種イベントへ参画し、食中毒の予防啓発や大阪版食の安全安心認証制度をPR 〔根拠法令等:食品衛生法、食品表示法、大阪府食の安全安心推進条例〕 | R5最終 7, 496 | R6当初 7, 620 | 健康医 | 宝課名 |
| 含有する家庭 | (1) 一般消費者の生活の用に供される製品である家庭用品に含まれる有害物質による保健衛生上の危害を防止するため、有害物質含有量等の規制基準の定められた家庭用品を流通段階で監視、試買検査を行う。 ・対 象: 規制基準が定められた繊維製品、液体状の住宅用洗浄剤、家庭用エアゾール製品等 (2) 家庭用品を製造、輸入、又は販売の事業を行う者に対して必要があるとき、立入検査を実施し、基準違反品を販売しないよう指導する。併せてパンフレットを活用して法の周知徹底を行う。 (3) ホームページにおいて「有害物質を含有する家庭用品の規制について」に関する情報提供を行う。 [根拠法令等:有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律] | 373 | 373 | 健康医療部 | 生生境課 |

4. 体系別事業一覧 基本目標1 消費者の安全・安心の確保 2. 消費者取引の適正化 (1) 不当な取引行為の防止等

| 事業名 | 概 要 | 予算:千円 | | 所" | 管 課 |
|--|---|--------|--------|-----------|----------|
| | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| 消費者保護条 例等に基引引 為及び訪問 売等の指導取 締り等 | 不当な取引行為を行う悪質な事業者に対し、大阪府消費者保護条例 や特定商取引に関する法律に基づき厳正な指導等を実施する。また、 法令違反が疑われる事案について調査を行い、必要に応じて事業者に 対する指導・処分を実施するとともに、消費者への情報提供等を行 う。 <令和5年度実績> ・処分件数 0件 ・公表件数 0件 ・勧告件数 0件 ・指導件数 1件 〔根拠法令等:大阪府消費者保護条例、特定商取引に関する法律〕 | 1, 501 | 1, 501 | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 前払式特定取 引業者の指導 監督等 | 前払式特定取引業者(冠婚葬祭互助会及び友の会)等3社を対象に報告徴収及び立入検査を実施し、事業者指導に努める。 <令和5年度実績> ・指導件数0件 「根拠法令等:割賦販売法〕 | | | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| ゴルフ場等の 会員契約に関 する不当な行 為の指導取締 り | 法律において、一定の行政監督権限が知事の自治事務となっていることを受け、事業者に対し、会員勧誘時における誇大広告や会員契約締結解除に関する不当な取引行為について指導・取締りを行う。 〔根拠法令等:ゴルフ場に係る会員契約の適正化に関する法律〕 | | | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 消費者行政関連会議、研修 会の出席 | 国及び他府県との連携を密にするとともに、情報交換を行い、必要に応じて関係省庁に消費者施策の推進について要望を行う。 < 令和5年度実績> 1. 都道府県等消費者行政担当課長会議(R5.4.24オンライン開催) 2. 1 6 大都道府県消費者行政担当課長会議(R5.11.9オンライン開催) 3. 消費者行政ブロック会議(近畿ブロック)(R5.11.6オンライン開催) 4. 近畿府県消費者行政担当課長・消費生活センター等所長会議(R6.1.19オンライン開催) | | | 府民文化部 | 消費生活センター |
| 事業者に対す る関係法令の 説明会の実施 | 適正な消費者取引が行われるよう、事業者に対し消費生活に密接に 関係する関係法令等についての説明会を実施する。 <令和5年度実績> ○景品表示法に関する説明会 (R5.10.26) 〔参加者 201名〕 ○特定商取引法講習会 (R512.14) 〔参加者 74名〕 | 423 | 283 | 府民文 化部 | 消費生活センター |

4. 体系別事業一覧 基本目標1 消費者の安全・安心の確保 2. 消費者取引の適正化 (1) 不当な取引行為の防止等

| 事業名 | 概 要 | 予算: R5 最終 | 千円 R6当初 | 所部 | 管課 宝課名 |
|--|--|---------------------|------------|-------|--|
| 旅行業法に基 づく解すの 録業者等 の 報告 の で で で な で な で な で の で の で の で の で の で | (1)大阪府内に主たる営業所を置く旅行業者等及び旅行サービス手配業者の新規登録、更新登録等の申請受付や各種手続きを行う。また、旅行業務の適正な運営を確保するため、登録業者に対して、適宜立入検査の実施等を行い、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。 (2)旅行業者が倒産等の理由により、債務不履行となった際に、旅行者の債権を保証するため、旅行業法に基づき、営業保証金の還付にかかる手続きを行う。 〈令和5年度実績〉 立入検査等 2社 還付件数 0件 〔根拠法令等:旅行業法、旅行業者営業保証金規則等〕 | 4, 998 | 6, 394 | 府民文化部 | 都力局画光 課 |
| 自動車運転代 行業者。 で で 指導及び 検査等) | 事の自治事務とされていることを受けて行うものである(第4次一括 | 4 | 4 | 都市整備部 | 交略通戰交略通課 |
| 宅地建物取引 の適正指導 | 宅地建物取引業者に対して、指導・監督・研修会の開催などを行い、取引の適正化を図る。 (1)宅地建物取引業者に対する適正な指導及び立入調査の実施 (2)宅地建物取引業法に違反した宅地建物取引業者等に対する適正な措置 | | | 都市整備部 | 住宅建 集 推 等 建 連 業 類 集 類 集 類 集 類 集 類 集 類 集 票 集 票 票 票 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標1 消費者の安全・安心の確保 2. 消費者取引の適正化 (2) 価格・商品の表示、広告等の適正化

| 事 業 名 | 概 要 | 予算: | : 千円 R6 当初 | 所が | 管課室課名 |
|------------------------------------|---|-----|----------------------|---------|----------|
| 不当景品・不 当表示の指導 取締り | 事業者の公正な競争を確保し、消費者の適正な商品選択に資するため、消費者庁及び公正取引委員会と密接な連携のもとに不当表示や不当な景品付き販売行為の監視取締り及び指導を行い、違反行為の防止と排除に努める。また、権限を移譲している市へ移譲事務交付金を交付する。 (H27.1.1から大阪市に措置命令等について権限移譲) 〈令和5年度処分・指導等の実績〉・措置命令 : 0件・指導件数 : 18件 うち大阪市11件 〈令和5年度移譲事務交付金〉・大阪市 : 162千円 ※平成26年12月1日に施行された改正法により、都道府県知事が行うこととされていた指示等の事務が廃止され、新たに都道府県知事に措置命令等の事務が政令により委任された。 〔根拠法令等:不当景品類及び不当表示防止法、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例〕 | 586 | | 府 民文 | |
| 家庭用品品質 表示の指導取 締り(再掲) | 消費者の利益を保護するため、一般小売業者に対し立入検査を実施し、不備・不適正事項を排除するために指導等を実施する町村に対し移譲事務交付金を交付する。(H19.4.1から町村へ移譲・市は自治事務) 〈令和5年度移譲事務交付金〉 9町1村(全町村):268千円 〈令和5年度市町村の検査等の実績〉検査店舗数 62店検査点数 56,860点適正表示率 100.0% 〔根拠法令等:家庭用品品質表示法、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例〕 | 356 | 345 | 府 民 文化部 | 消費生ンター |
| 事業者に対す る関係法令の 説明会の実施 (再掲) | 適正な消費者取引が行われるよう、事業者に対し消費生活に密接に 関係する関係法令等についての説明会を実施する。 <令和5年度実績> ○景品表示法に関する説明会 (R5.10.26) 〔参加者 201名〕 ○特定商取引法講習会 (R5.12.14) 〔参加者 74名〕 | 423 | 283 | 府 民 文化部 | 消費生活センター |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標1 消費者の安全・安心の確保 2. 消費者取引の適正化 (2) 価格・商品の表示、広告等の適正化

| 事 | 業 | 名 | 概要 | 予算: | 千 田 | 所" | 管課 |
|---------|-----------------------------------|-----------------|---|---------|--------------|-----|-----|
| 1 7 | * | 41 | 199. 女 | R5最終 | R6 当初 | 部 | 室課名 |
| 部品器等薬劇物 | 品品医再品及に指、、「、「、「、「、「、「、「、「、「、」」。」。 | 比幾医旨毒する 標準 原定物る | 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、指定薬物及び毒物劇物による保健衛生上の危害を防止し、府民に優良な医薬品等を供給するため、製造販売業者等に対し、立入検査及び製品の収支検査を実施し、品質等の管理と販売を指導するとともに、販売業者に対しても常時立入の上、適正な管理と販売を指導するとともに、販売業者に対しても常時立入の上、適正な告理を適けするようを係らいては、医薬品医療機器等法及び適正広告基準を遵守するよう虚偽・誇大広告の監視指導を行う。また、いわゆる健康食品の中で、医薬品的な効能・効果を標榜する広告については、違反業者に対して適正な指導を行う。 [具体的な監視指導・医薬品の製造販売業者等に対する立入検査による監視指導・医薬品製造販売業者等及び薬局・販売業者等に対する立入検査による監視指導・医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品の製造販売業者に対しては、GQP(品質管理)及びGVP(製造販売後安全管理)により、設置管理及び品質管理)等により、製造管理及び品質管理の徹底を図る。また、製造業者に対しては、GMS(製造管理及び品質管理)等により、製造管理及び品質管理)の場所と変を管理の徹底を図る。を要機器、体外診断用医薬品の製造販売業者に対しては、QMS(製造管理及び品質管理)、GVP(製造販売後安全管理)及び体制省令(組織の体制及びび人員の配置)により、製造管理、品質管理及び製造販売後安全管理の徹底を図る。(2) 市場流通品の抜き取り収去試験検査(内容成分検査は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所において実施)(3) 危険ドラッグの買上検査等による監視指導(4) 毒物劇物製造所等への立入検査 [根拠法令等:医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例] | 27, 319 | | 健療部 | 生生務 |

4. 体系別事業一覧 基本目標1 消費者の安全・安心の確保 2. 消費者取引の適正化 (2) 価格・商品の表示、広告等の適正化

| 事業名 | 概 | 予算: | | 所" | 管課 |
|------------------|--|-----------------|--------|-------|----------|
| 食品衛生に関する監視取り(再掲) | 食中毒等飲食に起因する危害の発生防止及び違反不良食品の排除等を図るため、食品の製造・加工・調理・保存及び販売等各食品関係施設を対象に施設監視・立入検査を実施し、衛生管理の徹底や不備事項の改善を指示するとともに、HACCP (ハサップ) に沿った衛生管理手法の取り組みや異物混入防止対策や適正表示等を指導する。また、府内に流通する食品等を収去し試験検査に供する。更に、食品中の残留物質による健康危害の防止を図るため、農薬、動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質等に係る各種検査を実施する。 (1) 食品関係施設の監視指導 (2) 食品、添加物、器具、容器包装の規格検査 (3) 野菜、果物、魚介類、食肉、乳等について農薬、動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質等に係る各種残留検査 (4) 食品、添加物の表示の取締り | R5最終 95, 612 | R6当初 | 部康麻部 | 室課名生生生の推 |
| 食品表示適宜化推進事業 | 食品表示法に基づく食品の適正表示の推進を図るため、食品関連施設の監視指導を行うとともに、表示制度の普及・啓発を行う。 < 令和5年度実績> (1)食品衛生監視指導計画に基づき、食品製造施設に対して科学的・合理的根拠に基づく適正な表示について、監視指導を行った。 (2)食品表示指導員5名を配置して、府内の生鮮食品販売店1,316店舗の巡回点検を実施し、適正表示の啓発・指導、表示の真正性の確認を行った。 (3)子ども向けに作成した食品表示に関する啓発媒体をホームページに掲載し、食品表示の知識の普及に努めた。 (4)講習会やイベント参加、ホームページでの情報発信により、事業者及び消費者へ食品表示法の普及・啓発を行った。 (5)府保健所及び食の安全推進課を食品表示法に関する一元的な窓口とし、食品関連事業者の表示相談に応じるとともに、事業者向け講習会により食品表示法の普及・啓発を行った。 [根拠法令等:食品表示法] | 7, 557 | 7, 922 | 健康医療部 | 生生の推 |

4. 体系別事業一覧 基本目標1 消費者の安全・安心の確保 2. 消費者取引の適正化 (2) 価格・商品の表示、広告等の適正化

| 事 業 名 | 概 要 | 予算: | | | 管課 |
|-----------------------------------|--|-------------|-------------|---------|--|
| 米穀等の産地 情報に関する 表示の適正化 の推進 | 米トレーサビリティ法に基づく米穀等の産地伝達や表示の適正化を推進するため、米穀事業者に対する啓発や指導等を行う。 〔根拠法令等:米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)〕 | R5最終 344 | R6当初 494 | 環境農林水産部 | 室課名 流通室・ ・ 流室・ ・ 指 変 ・ 指 裏 変 ま れ に 裏 |
| 適正な計量の確保 | 1. 特定計量器検定・検査の実施等 府民の消費生活と密接な関係にある計量について、その適正化を図るため、特定計量器の検定・検査を行うとともに、計量の立入検査を行う。 (1) 特定計量器の検定 (2) 特定計量器の成定期検査 (3) 特定計量器の計量証明検査 (4) 計量立入検査 (5) 苦情等の対応 (2. 自主管理体制の推進 特定計量器を扱う事業所の自主管理体制の推進を図る。 (1) スーパー等事業者の計量自主管理の促進 (2) 適正計量管理事業所の指定及び指導 (3) 講習会等への講師派遣 3.計量思想の普及啓発 (1) 計量強調月間行事の開催 府内市町村及び計量関係団体等と連携した普及啓発 (2) 「暮らしと計量展」の開催 暮らしと計量の関制を変更にて計量の重要性を啓発するため、消費者フェア等において開催する。 (3) 商品量目調査の指導 市町村や消費者団体が実施する商品量目調査の指導 百貨店における自主的な計量管理の一層の充実を図るため、指導等を行う。 (5) 計量検定所の見学 計量検定所の異常の無料診断の実施 市町村における家庭用計量器の無料診断の実施 市町村における家庭用計量器の無料診断の実施 | 144, 877 | 133, 497 | 商働 | 計定 |

| 事 業 名 | | | 概 | 要 | | 予算:千 | 円 | 所 | 管課 |
|-----------------------------|----|--|---|--|--------------------|--------|--------|-----------|----------|
| ず 木 | 41 | | | | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| 消費者保 列に基づ 害 防 止 渇) | く危 | 場合におい とるよう勧 | 務によって危害が多て、現行法令で対象 告するとともに、原 等:大阪府消費者の | | ると認める 要な措置を | | | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 消費生活情報 の提供 | | 生活を営む 町村、各種 報として大 <令和5年 | うえで役立つ各種情 団体等各方面へ情報 阪市と共同で「くら 度実績> 舌情報「くらしすと | 商品や役務を選択し、安全・9 情報を随時提供するため、報道 報提供を行うほか、消費者向に うしすと」を配信する。 」(府市共同作成) | 直機関、市 | 0 | 0 | | |
| | | マガジンの発行 毎 ス登録数 1,182件 | 月1回及び随時配信 (R6.3. 31 現在) | | ••• | ••• | | | |
| | 情報 | ① (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (6)(6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7 | 客発資料の作成 一い誘いにご用心! ってなーに?」 8 消費生活相談窓口」 ! 悪質商法」 3,0 しすと」(点字啓 生活センターからの だより抜き刷り)1 | 1 00 部 経資料) 200 部×4回 りお知らせ」 | | | | | 消費生ンター |
| | | 発行部 (5) その他の ・報道 | 機関、市町村、各種 | 記事掲載) 重団体からの照会や取材に対応 R護条例、大阪府消費生活セン | | 4, 800 | 4, 800 | | |
| ウェブサ ^を D運用 | イト | を行い、消 ≪URL: <u>htt</u> <令和5年 | 費者教育・情報提供 ps://www.pref.osa | <u>ka.lg.jp/shouhi/</u> ≫ | 賃極的な運用 | | | 府民文化部 | 消費生ンター |
| 肖費者問! 寅会 | | 費者の認識 | | ての講演会やシンポジウムを講師 | が開催し、消 | 0 | 0 | 府民文化部 | 消費生ンター |

| 事 業 名 | 概 要 | 予算:千 | 円 | 所有 | 管課 |
|---|--|--------------------|--------|-----------|----------|
| 事 業 名 | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| | 行政、事業者団体、消費者団体等が連携して、府民に消費生活に関する情報をわかりやすく提供する府民参加型イベントを開催する。 <令和5年度実績> 府内消費者団体等の参加・協力を得て、広く府民が参加するイベントをウェブで開催した。 | | | | |
| 消費者フェア の実施(エシ | テーマ:「楽しく学ぼう!」大阪府消費者フェア2023 〜見直しませんか?消費のあり方〜 期 間: (会場) R5.10.28 (ウェブ) R5.10.13 〜 11.6 ところ: (会場) 映洲庁舎1階フェスパ 参加延人数:4,253人 | 3, 838 | 4, 116 | 府民文 | 消費生活セン |
| カル消費の推進を含む) | とき 内容 参加者数 | ა, იაი | 4, 110 | 化部 | ター |
| ~ 6 1 0 / | (会場) 消費者団体活動紹介、環境に配慮した小物など R5.10.28 手づくり体験、事業者団体・行政等による情報 発信、消費者トラブル弁護士相談会など | | | | |
| | (ウェブ) 消費者団体の活動紹介、事業者団体・行政等に 関覧者数:2,156人 B5.10.13 ~ よる消費に関する情報発信、消費のあり方に関 するオンライン講演会 | | | | |
| 消費者保護条 例に基づく自 主行動基準の 策定・届出 | 消費者との信頼関係を構築し、その利益の擁護及び増進を図るため、事業者の自主行動基準の策定を支援し、事業者に対して、策定した自主行動基準を知事に届け出るよう促進し、その内容が上記の内容に適合すると認めるときは公示する。 < 令和5年度実績> ・消費生活センターウェブサイト掲載件数319件(R6.3.31現在) [根拠法令等:大阪府消費者保護条例] | | | 府民文化部 | 消費生ンター |
| 総合案内の運 営及び消費者 啓発事業の実 施(府市連携 事業) | 消費生活に関する情報を消費者に効果的に提供するため、大阪市消費者センターと共同で「くらしの広場・エル」の総合案内を運営する。また、消費生活に関する専門図書や啓発用ビデオ・DVDを開架し、利用者への閲覧、貸出を行う。 <内容> (1)専門資料コーナー:消費生活に関係ある各種情報を収集整理し、消費者、市町村、学校、マスコミ等の利用に供し、利用者の相談に応じるとともに、センター事業の推進に活用する。 (2)ビデオライブラリー:消費者啓発用ビデオテープを購入し、消費者団体等の利用に供する。 <令和5年度実績> 来場者数:2,584人 DVD貸出数:32件 49本 | 1, 132 | 1, 132 | 府民文化部 | 消費生ンター |
| 災害時等にお ける消費者被 害の防止 | 大規模災害や感染症のまん延時に、消費生活センターに寄せられた 消費者からの相談に対して、適切に対応するとともに、不当な価格形 成や災害に便乗した悪質商法等の情報収集に努め、府民、市町村への 情報提供や注意喚起等、必要に応じて適切な措置を講じる。 | - | | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 製品による事故防止のための情報提供 | 製品の不適切な利用や想定外の使用方法による不慮の事故を防止するため、消費者庁から提供される子供の事故や予防に関する情報を消費生活センターの啓発リーフレット等に掲載するなどし、府内消費者への注意喚起を行う。 | | | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 「訪問販売お 断りステッ カー」の配布 | 悪質な訪問販売による消費者被害を未然に防止するため、「訪問販売お断りステッカー」を作成し、府内市町村の消費生活相談窓口及び大阪府警察(署)等に配布する。 <令和5年度実績> ・約62,000枚配布 | 911 (補正) | 0 | 府民文 化部 | 消費生活センター |

| , | | | | | | | |
|----|--------------|---|---|------------------------|----|-------|------|
| 事 | 事 米 5 | | 概 要 | | ·円 | 所名 | 管課 |
| 尹 | 事 業 名 | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 | |
| 事業 | (注 未然 | 新費者 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) | 令和5年度に国において措置された地方消費者行政強化交付金の特別枠を活用し、悪質商法に関する情報発信や消費生活センター、消費者ホットライン「188」の認知度の更なる向上に取り組み、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。 <令和5年度実績> ・デジタルサイネージやSNS広告において、消費者ホットライン (188) 等を紹介する啓発動画を放映 ・消費生活フェアにて相談体制の充実のために弁護士相談会を実施 | 18, 518 (補正) | | 府民文化部 | 消活ター |

| ± * '2 | Jan Tar- | 予算:千 | 円 | 所令 | 管 課 |
|--|---|---------|---------|-------|--|
| 事 業 名 | 概 要 | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| 福祉サービス 第三者評価事 業の推進 | 福祉サービスの質の向上を促し、併せて、福祉サービス情報を利用者に広く周知するため、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表する福祉サービス第三者評価事業を推進する。 | 4, 411 | 4, 384 | 福祉部 | 地域福祉生生地域福祉課 |
| 高の関本 高の関本 高の関本 高の関本 では では では では では では では では では では | 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、面積やバリアフリー構造等の一定の基準をみたし、安否確認や生活相談等の高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」を登録し、登録情報を府民の閲覧に供することにより、高齢者の居住の安定を図る。 ・令和6年3月31日現在291件、10,376戸のサービス付き高齢者向け住宅の登録 | | | 福祉部 | 高齢 育 業 業 者 課 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 、 業 、 業 、 業 、 |
| 登録・閲覧制度」 | [根拠法令等:高齢者の居住の安定確保に関する法律] | 1, 043 | 589 | 都市整備部 | 居住企画課 |
| 感染症の予防 に関する知識 の普及 | 感染症の予防に関する知識の普及啓発を行う。 <令和5年度実績> (1)性感染症:HIV等性感染症の予防に関する講習会の実施、パンフレットの配布等 (2)結核:結核に関する正しい知識と感染防止の普及、啓発(地域での広報等) (3)HPV:HPVワクチンに関する正しい知識の普及、啓発(チラシの配布等) (4)その他感染症:蚊媒介感染症・麻しん・風しん等に関する正しい知識と感染防止の啓発(パンフレットの配布等) | 21, 579 | 18, 001 | 健康医療部 | 保療染策 |
| 救急医療の適 正利用 | 不要不急の救急要請や安易な時間外の受診を減らすなど、救急医療の望ましい利用のあり方について、大阪府Facebookや啓発資材等による啓発事業を実施し、救急医療の適正利用に関する府民の理解促進を図る。 <令和5年度実績> ○9月の救急医療週間における各市町村の開催行事についてホームページへ掲載。もずやんXとFacebookへの投稿。 | 0 | 0 | 健康医療部 | 保健医医療対策課 |
| 献血意識の高 揚 | 年々減少する若年層献血者の献血意識の高揚を図るため、府民参加型の公募事業の実施等を行う。また、高校生等が同世代に献血の重要性を働きかける活動を支援することで、効果的な啓発を図る。・献血啓発作品ポスター原画募集・高校生による街頭キャンペーンの実施・梅田街頭でのデジタルサイネージ放映・大阪府X・Facebookへの投稿 | 916 | 916 | 健康医療部 | 保健医医療療 |
| 栄養知識の普 及 | 府民の健康づくりを進めるため、生活習慣病の予防をはじめ食生活の改善や栄養に関する正しい知識の普及に努める。 〇生活習慣病の一次予防に重点を置いた健康づくりや食育推進の環境づくりのため、飲食店等のメニューの栄養成分表示やヘルシー化を促進する。 ・8月の大阪府食育推進強化月間に、関係団体等の連携・協働により、食育に関する普及啓発等を実施する。 <主な令和5年度の実績> ・大阪府消費者フェア2023で栄養成分表示の活用について啓発(10/13~11/6のWeb閲覧者2,116名) [根拠法令等:健康増進法、食育基本法] | 2, 150 | 2, 202 | 健康医療部 | 健康を選択しています。他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、 |
| 生活習慣病予 防に関する知 識の普及 | 『健活10』〈ケンカツ テン〉のキャッチコピーの下、生活習慣の改善や生活習慣病の予防等に向け、府民に取り組んでいただきたい10の健康づくり活動について、ホームページや各種イベント等を通じて普及啓発を図る。 | | | 健康医療部 | 健康推健を対けます。 |

| 事 業 名 | 概 要 | 予算:千 | 円 | 所 | 管課 |
|------------------------|---|--------|--------|-------|----------|
| 尹 未 石 | 似 安 | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| 医薬品の適正 使用の推進 | 医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く府民に 浸透させることにより、府民の保健衛生の維持向上に寄与するための 啓発を行う。 <令和5年度実績> ・薬と健康の週間(10月17日~10月23日)啓発事業 薬の正しい知識を広く府民に周知するため、 公募の原画・川柳で作成したポスターを活用し啓発活 動を展開。 [根拠法令等:医薬品医療機器等法] | 150 | 150 | 健康医療部 | 生活室票 |
| 薬物乱用防山 対策の推進 | 薬物乱用問題は、乱用者本人の心や体を触むだけでなく、さまざまな犯罪を引き起こす要因となるなど、憂慮すべき社会問題となっている。特に最近は若年層の大麻乱用による検挙者数が増加するなど、薬物乱用の低年齢化が危惧されている。 大阪府麻薬覚醒剤等対策本部では「大阪薬物乱用防止第六次戦略」を策定し、警察、教育、行政など関係機関が連携して「取締対策」、「啓発対策」と「乱用依存症者対策」を進めている。 [根拠法令等:大阪府麻薬覚醒剤等対策本部要綱] | 4, 373 | 4, 400 | 健康医療部 | 生活衛東生室務課 |
| 医療機器の 適 正使用 | 適正に使用しなければ健康被害につながる医療機器の適正使用を推進し、その安全性を確保するための施策を行う。特に、消費者が使用することが多く、不適正な使用のために健康被害が発生しているコンタクトレンズの適正使用を推進するための啓発を実施する。 < 令和5年度実績> ・YouTube動画「あなたのコンタクトレンズは大丈夫?」を活用した啓発・コクホ大阪、アスマイルを活用したコンタクトレンズ適正使用のための情報発信・公民連携による、民間企業のもつデジタルサイネージを活用したコンタクトレンズの適正使用に関する啓発・府内全薬局(約4300施設)、府内大学(約80施設)、府民お問合せセンター情報プラザ(府内10か所)等への啓発資材の配布 [根拠法令等:医薬品、医療機器等法] | | | 健康医療部 | 生活牽棄 |
| 健康食品安全 対策事業(再 掲) | 医薬品成分の含有された無承認無許可医薬品をいわゆる健康食品と称して販売することにより、消費者の健康被害の事件・事故が発生していることに鑑み、これらの買い上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の販売業者に対しては回収・廃棄等の指導を行うとともに、府のホームページに掲載し健康被害の防止を図る。 [根拠法令:医薬品医療機器等法] | 180 | 180 | 健康医療部 | 生活衛生室薬務課 |
| 住居衛生対策 事業 | 府民の生活における環境衛生上の諸問題に対応し、快適な居住環境を確保するため、健康と生活を軸とした住居衛生対策を推進する。 (1)住居衛生に関する相談・調査等 (2)住まいの健康情報の収集と発信 (3)地域健康展や講習会等に活用するためのパンフレット等 啓発媒体の作成 (4)室内空気中ホルムアルデヒド等の濃度測定 | 1, 697 | 1, 736 | 健康医療部 | 生活衛環生課 |

| ± * * | Janr suz | 予算:千 | ·円 | 所令 | 管 課 |
|------------------------------|--|-------------|------------------------|-------|------------|
| 事業 | 概 要 | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| ギャンブルや依存症に関る知識の普及 | . ○初成八回りの合光(ナブラの下成と配加) - ○依左症の木人等に対し 支援を行う関係機関職員向けの研修の関 | 102, 498の内数 | 122, 071 の内数 | | 保療域課ろ康セター |
| 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 | 1 100 7 7 10 | 0 | 0 | 都市整備部 | 住宅建居画 |
| | 新築住宅の請負人や売主に義務付けられた資力確保措置(保険への加入や保証金の供託)の周知に努める。(居住企画課)また、資力確保措置の状況について、大阪府知事許可・免許事業者からの届出の受付を行う。(建築振興課) ※「住宅瑕疵担保履行法」とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(住宅品質確保法)によって定められた瑕疵担保責任の確実な履行を担保するため、住宅供給業者側に資力確保措置を義務付けるものである。 [届出手続きの受付状況] (件) | | | 柳節 住課 | 居住企画課 |
| 住宅瑕疵担保 履行法にかか る情報提供 | | | | 都市整備部 | 住築築室振建建導築課 |
| 大阪の住まり、活性化フォーランスインの普及・原のという。 | で作成した「コンバージョン (用途変更) による住宅の利活用ガイドブック」を公表し、府民等へ普及啓発している。 大阪の住まい活性化フォーラムHP: http://osaka-sumai-refo.com/ | | | 都市整備部 | 居住企画課 |

| 古 ※ 5 | 4117 777 | 予算:千 | 円 | 所 | | |
|--|--|--------|--------|-------|--------------------------|--|
| 事 業 名 | 概 要 | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 | |
| 大阪の住フォけい 一 ではまままます。 『大阪にない ではない。 『大阪の ではない。 | 公民連携による「大阪の住まい活性化フォーラム」において、市町村や市町村と連携している民間団体等が設置する空家バンクの利用を促進するため、これらの空家バンク情報をとりまとめて発信している。 <ホームページ> http://bank.osaka-sumai-refo.com/ | | | 都市整備部 | | |
| 大阪府住宅リ フォームマイ スター制度 | 府民が安心してリフォームが行えるよう、大阪府が指定した非営利団体「マイスター登録団体」が一定の基準を満たす「マイスター事業者」を府民の依頼に応じて案内・紹介する。 < 令和6年4月1日現在> マイスター団体数 16団体 マイスター事業者数 127事業者 <ホームページ> http://www.pref.osaka.jp/jumachi/meister/index.html | | | 都市整備部 | 建築環境課 | |
| 「大阪・工事 監理の星」制 度への支援 | 大阪府では、(一社)大阪建築士事務所協会が創設した「大阪・工事監理の星」制度を支援している。 本制度の目的は、違反建築や、欠陥工事・手抜き工事の防止に有効な「工事監理」の定着を促進し、工事監理に真摯に取り組んでいる建築士事務所を広く公表・PRすることで、府民が工事監理を委託する建築士事務所を選択する際の一助とすることである。 なお、現在、「大阪・工事監理の星」として登録されている建築士事務所名を、(一社)大阪建築士事務所協会のホームページで公開している。 http://www.oaaf.or.jp/ | | | 都市整備部 | 住築築室建建 全課 | |
| 防犯に配慮し た共同住宅等 に係る設計指 針の公表 | 住宅・建築物の建築や改修等の際に、侵入盗などへの防犯へ配慮した共同住宅等の設計のため「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」、戸建住宅に係る同様の設計指針・ガイドブックをホームページで公表している。 | | | 都市整備部 | 住築築室建全 集課 | |
| 建築物に附属 する特定の設 備等の安全確 保 | 建築物の設計者等多くの関係者間で情報の共有化を図り、事故の再発 | 2, 334 | 2, 930 | 都市整備部 | 住築築室建全 宅局指 築課 安 | |

| 事 | 業 | 名 | 概 | 予算:千 | · 円 | 所 | 管課 |
|------|--------------------------------------|-------------|--|------|------|-------|------------|
| 尹 | 耒 | 名 | 似 安 | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| び建築 | 建築基準法 送業 受 は 受 は 等 | 法に | (1) 法定の書類等閲覧制度 ・(各特定行政庁) 建築基準法第93条の2の規定による書類閲覧制度に基づき、建築物の確認検査等の履歴、設計者、工事監理者等の情報を提供 ・(指定登録機関、指定事務所登録機関) 建築士法第6条及び第23条の9の規定による建築士名簿及び建築士事務所登録簿の閲覧制度に基づき、建築士及び建築士事務所の情報を提供 (2) 確認申請手続き等のご案内 ・各特定行政庁・指定確認検査機関、大阪府建築行政連絡協議会等、それぞれのホームページにて確認申請手続き等を案内 | | | 都備市部 | 住築築室審導建全 |
| | | 牧 (定 | (3) 関連団体の取組み ・ (建築士会) 新築等の設計者選定や耐震診断の斡旋、契約のトラブルなどの相談を受け付け ・ (事務所協会) 建築の瑕疵や欠陥、契約のトラブル、耐震診断の斡旋等の相談を受け付け ・ その他、パンフレットの作成等 [根拠法令等:建築基準法、建築士法] | | | NW HA | 住築築築室安安 |
| 及び請負 | 建物》建設之 | 工事 | 消費者に対し、宅地建物取引及び建設工事請負契約に関する啓発に努める。 (1)消費者に対する宅地建物取引に関する知識の普及・向上を図るため、マイホームの購入や賃貸借契約におけるトラブル防止の啓発冊子を配付 ・「マイホーム購入のためのちょっとアドバイス」 ・「賃貸借契約のためのちょっとアドバイス」 (2)消費者への啓発を目的に、「建設業の指導監督等についてよくあるお問い合わせ」を府ホームページに掲載。 | 422 | 422 | 都市整備部 | 住築築室振建建導築課 |

4. 体系別事業一覧 基本目標1 消費者の安全・安心の確保 4. 個人情報の保護

| 事 業 名 | 概 要 | • 21 | : 千円 | 所令 | 音 課 |
|---|--|------|------|-----------|----------|
| | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| 相談事業等を 通じての個人 情報保護にか かる事業者へ の注意喚起 | 相談業務における事業者との連絡等の機会を通じ、消費者の個人情報保護について事業者に対して注意喚起に努める。 | | | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| センター内の 個人情報の適 正管理 | 大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、相談業務等の個人情報を適正に管理する。 〔根拠法令等:大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例〕 | | | 府民文 化部 | 消費生活センター |

4. 体系別事業一覧 基本目標1 消費者の安全・安心の確保 5. 物価安定対策と適正の税の転嫁

| 事 | 業 | 名 | 概 要 | 予算: R5 最終 | 千円 R6 当初 | 所部 | 管 課 室課名 |
|--|-------------|-----|---|---------------------|-----------------|-----------------|---|
| 生活二正な運 | |)適 | 生活関連物資等の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、生活二法により当該物資が政令で定められたときには、当該物資の価格・需給動向を調査し、当該物資の販売等を行う者に対し売り渡しの指示や規定された価格以下での販売の指示等を行い、生活関連物資等の供給・価格の安定を図る。また、条例により権限を移譲している市町村に対し、移譲事務交付金を交付する。(H19.4.1から市町村へ移譲、政令市は自治事務) < 令和5年度移譲事務交付金>31市9町1村(政令市除く):2,006千円 「根拠法令等:生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例] | 2,042 | 2, 006 | | 淡井 4- |
| 府消費 条例に 急措置 | こよる | トロ支 | 生活関連物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあるとき、当該物資を指定して、売り渡しの勧告を行い、価格の安定及び流通の適正化を図る。 〔根拠法令等:大阪府消費者保護条例〕 | | | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 災害は 災害る の の の に に に に に に に に に に に に に | E活队) 価格 | 事連 | 大規模災害や感染症のまん延時等において、生活関連商品の価格・ 需給動向の把握に努め、消費者に対して迅速かつ適切な情報提供を行 う。 | | | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 大阪市物価指成 | | 計 | 消費生活等に関するウェブサイト「消費生活事典」の積極的な運用を行い、消費者教育・情報提供の促進を図る。 《URL: https://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/》 <令和5年度実績> ・アクセス件数 22,196件 | | | 総務部 | 統計課 |
| 青果物定対策 | | 多安美 | 野菜の産地(対象産地)から、あらかじめ選定された卸売市場等 (対象市場)へ出荷した野菜(対象野菜)の価格が一定の基準より低落した場合に、生産者に対し価格差補給交付金を交付することにより、野菜生産農家の経営の安定を図り、もって野菜農家の健全な発展と府民消費生活の安定に資する。 〔根拠法令等:野菜生産出荷安定法、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領、大阪府こまわり産地野菜価格安定事業実施要領〕 R5実績(指定)130千円 (特定)1,796千円 | 1, 984 | 5, 198 | 環境農 林水産 部 | 農政室 |
| 中央卸事業 | 叩売 市 | | 中央卸売市場の適正な管理及び運営を図ることにより、適正な価格 形成や効率的な取引の実現に寄与し、府民に対し、生鮮食料品等を円 滑かつ安定的に供給する。 ・市場関係者(卸、仲卸等)の業務指導監督 ・中央卸売市場施設の維持管理 ・入荷量等の統計及び流通実態調査の実施 〔根拠法令等:卸売市場法、大阪府中央卸売市場業務規程〕 | 681, 777 | 626, 319 | 環境農 林水 部 | 中央卸売市場 |
| 地方餌の運営 | | | 地方卸売市場の適正な運営を図り、府内における生鮮食料品等の安定的な供給と流通の円滑化を促進する。 〇地方卸売市場における取引の適正化 ・市場業務の指導及び助言等 〔根拠法令等:卸売市場法〕 | 1, 840 | 2, 083 | 環境農 林水産 部 | 流通室·指 衛生 衛 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電 |

4. 体系別事業一覧 基本目標2 消費者の自立への支援 1. 高度情報通信社会への対応

| 事 業 名 | 概 要 | 予算: R5最終 | 千円 R6 当初 | 所が | 管課 |
|-----------------|--|-----------------|--------------------|-----------|----------|
| 消費生活情報の提供(再掲) | 消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報として大阪市と共同で「くらしすと」を配信する。 <令和5年度実績> (1)消費生活情報「くらしすと」(府市共同作成)年4回配信 (2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信アドレス登録数1,182件(R6.3.31現在) (3)消費者啓発資料の作成 ①「あまーい誘いにご用心!」85,000部(R5年度版)②「消費ってなーに?」88,000部(B5年度版)③「府内消費生活相談窓口」3,000部④「撃退!悪質商法」3,000部⑤「くらしすと」(点字啓発資料)200部×4回⑥「消費生活センターからのお知らせ」(府政だより抜き刷り)10,000部 (4)府政だより(10月号に特集記事掲載)発行部数:約188万部 (5)その他の情報提供・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応 「根拠法令等:大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例] | 0 4, 800 | 0 4, 800 | 所 民 文 | 消費生ンター |
| 中核的センター機能充実強化研修 | 府域の中核的センターとして、「指定消費生活相談員導入」に伴い中核的センター機能の強化を図り、府消費生活相談窓口の専門性を強化するとともに支援技術等の向上を図ることにより、府全体としての問題解決能力向上を図る。<令和5年度実績>・実施回数 8回・参加人数 98名 | 1, 301 | 1, 301 | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 市町村相談員総括者研修 | 市町村消費生活相談窓口における問題解決能力の向上を目指し、困難事案の対応において府センターとのパイプ役になる市町村の総括的立場にある相談員を対象に、専門的で高度な内容の研修を行うことにより、円滑かつ効果的に相談における府の支援の効果をあげ、より複雑化・多様化する相談事案の解決を図る。<令和5年度実績>・実施回数 19回・参加人数 193名 | 5, 320 | 5, 320 | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 消費者教育講師派遣 | 消費者問題について、学習を希望するテーマに応じた講師を派遣 し、消費者グループや学生等に学習機会や教育を提供する。 <令和5年度実績> 開催回数:30回、参加者数:2556人 | 2, 641 | 2, 641 | 府民文 化部 | 消費生活センター |

4. 体系別事業一覧 基本目標2 消費者の自立への支援 1. 高度情報通信社会への対応

| 事業 | 名 | 概要 | 予算: | : 千円 | 所' | 管課 | |
|--|-------------------|---|---------------|--------|---------------|------------------|----------|
| 消費のサスター養成新講座 | | 高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に関する最新の情報提供等を行う「消費のサポーター」養成講座を実施する。また、すでに消費のサポーターとして登録しているボランティアに対し、専門的な知識の維持と更新を図る更新講座を実施する。 <令和5年度実績>令和6年4月1日現在登録者数145名 ・消費のサポーター養成講座(新規) 実施回数1回 受講者数 31 人 ・消費のサポーター更新講座(更新) 実施回数3回 受講者数 114 人 | R5最終 5,608 | | R6当初 5,608 | 部 府民文 化部 | 室課名 消活ター |
| 高齢者向に 「消費者限 ミニ講座」 の講師派近 | 引題 へ | 地域での高齢者の集まりに、悪質商法とその対策、被害に遭わないための注意点などの情報提供を行うボランティアである消費のサポーターの養成し、派遣を支援することにより、高齢者の消費者被害の未然防止を図る。 <今和5年度実績>令和6年4月1日現在登録者数145名 ・ミニ講座実施回数 107回 ・ミニ講座受講者数 2,723人 | | | | | |
| 偽サイト・ 欺サイトに する情報の 供 | こ関 | 府・府内市町利润賃生活センダーにおいて受け付けた相談のから、偽サイト・詐欺サイトに係る情報を探知した場合、大阪府警察本部サイバーセキュリティ対策課へ情報提供する。 < 令和5年度実績> ・情報提供件数:144件 社会経験も浅く、判断能力が未熟な青少年が、スマートフォンや携 | | | 府民文 化部 | 消費生 活セン ター | |
| 大阪の子とを守るネッ対策事業 | ごも | 帯ゲーム機等のネット機器利用によって、犯罪やトラブルの被害に遭わないために、青少年自身に適切なインターネットの使い方を考えさせる機会(ネット利用をみんなで考えるプロジェクト等)を提供することでネットリテラシーの向上を図る。 併せて、青少年を指導する教職員やPTA等を対象に民間事業者を講師として派遣し具体的なトラブル事例やその回避策についての研修を実施する。また、児童生徒を対象にした大学生講師による出前講座を行う。 [根拠法令等:青少年を取り巻く有害環境対策の推進委託要項] | 862 | 1, 036 | 福祉部 | 子家子青課 | |
| 「大阪のった」 「大阪のった」 「もバークをネット でで、フロック では、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 | ナイ ト 会 う | 府警察本部や公共アドバイザー、民間アドバイザー、市町村教育委員会等から構成される「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し、個人情報の流出や誹謗中傷の書き込みなどの事案対応へのアドバイスやインターネット上のトラブルの未然防止のための啓発を行う。 | | | 教育庁 | 市町村宮学 | |

4. 体系別事業一覧 基本目標2 消費者の自立への支援 1. 高度情報通信社会への対応

| 事 | 業 | 名 | 概 要 | 予算: | | 所" | 管課 |
|------------------------|------------------------|-------------------|--|--------|--------|-----------------|-------------------|
| | | | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| | バーミ する! 活動 | | サイバーセキュリティ月間(2月1日から3月18日までの間)において、広報啓発グッズの配布等を実施 ・大阪府警察ホームページ等を活用して被害防止の広報啓発動画等による広報を実施 ・企業や児童の保護者等に対してサイバー犯罪被害防止教室を実施 | | | 警察本 部警務 部 | 高報局バキテ策 情進イセリ対 |
| 許タンけ金ピにに者 欺一キる、ンよ関に | ッ、ネン不偽グるす対発シイッグ正シッ許るす活 | ントに送ョイ軟消るバおニット等費広 | ンョッピングサイトにおける詐欺被害などの未然防止を図るための | 4, 092 | 4, 297 | 警察本部警務部 | 高報局バキテ策 |

| 事業 | 業 名 | 概 | 予算: | 予算:千円 | | 管課 | |
|------------|-----|--|--------|--------|-----------------|---|-------|
| <i></i> | . 1 | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 | |
| 太陽光光 | | | | | 環境農 林水産 部 | 脱炭・エ政策 | |
| グリーの推進 | | (2) 村切竿光購入 | 3, 009 | 3, 009 | 4, 045 | 環境農産 | 脱素・ルー |
| V) [E.D. | | 府が事業者、消費者の立場からあらゆる事務事業において環境への配慮を徹底させるため、「国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律」を受け、策定した「大阪府グリーン調達方針」(毎年改定)に基づきより一層のグリーン購入推進に努める。 「根拠法令等:大阪府循環型社会形成推進条例、国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律」 | | | ii) | *・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | |
| 環境教境保全流 推進 | | 1.6亩(1)5、2、8、9、8亩(1)5、8、2、10亩(1)5、2、10□(1)5、2、 | 4, 665 | | 環境農 林水産 部 | 脱炭・ルー・東 | |

| 事 | 業 | 名 | 概 要 | 予算: | 千円 | 所' | 管課 |
|----------------------|------------|----------|---|-------------|-------------|-----------------|--|
| 家庭省工 | ネル: | ギー | 地球温暖化問題の意識向上など家庭や企業における省エネルギー行動を推進するため、地球温暖化防止活動推進員を府で委嘱し、地域に密着した自主的な温暖化対策活動を支援する。 〈令和5年度実績〉 ・地球温暖化防止活動推進員 71名 ・研修 1回開催 | R5最終 392 | R6当初 392 | 環境農林水産部 | 室課税・ルー政・ルー課 |
| おお変動 | 適応 | • 普 | 府域における適応の普及強化を目的に、教育・福祉関係者や、関係事業者、気候変動関連を所管する市町村職員に向けて、セミナーやワークショップを開催する。 <令和5年度実績> 子どもに関わる方向け暑さ対策セミナー 1回高齢者に関わる方者向け暑さ対策セミナー 1回要配慮者利用施設の職員向け防災セミナー 1回市町村向け適応普及強化セミナー及びワークショップ 1回根拠法令:大阪府基金条例・環境保全基金運営要綱・気候変動適応法・大阪府気候変動対策の推進に関する条例 | 2499 | 2, 499 | 環境農 林水産 部 | 脱炭・ル政策課 |
| おスゼ事業 | ック、 宣言: | ごみ | 海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、有識者、事業者団体、事業者、市町村など幅広い関係者による「おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム」を運営し、プラスチックごみの排出抑制や流出対策、プラスチックの資源循環について、具体的な対策の検討や効果検証等を行うとともに、効果的な取組みを広く共有・発信する。また、府、事業者、NPO、市町村等で構成する「おおさかマイボトルパートナーズ」において、マイボトルの利用促進やマイボトルスポットの普及、情報発信等を行う。 | 4, 887 | 4, 887 | 環境農 林水産 部 | 脱素ネギ策 |
| 万博 した ネル 技術 | 環境 ギー | ・エ 先進 | 環境・エネルギー先進技術の普及を促進するため、来阪来場者にPR しやすい民間施設等に先進技術を導入して CO2削減効果等を発信するモデル事業を補助事業として採択し、先進技術が普及した未来社会の姿を見せる動画等のコンテンツを作成した。 | 25, 611 | 4, 228 | 環境農 林水産 部 | 脱炭・エ・ル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| リサ会推 | | | めざすべき循環型社会の構築に向け策定した「大阪府循環型社会推進計画(令和3年3月策定)」に基づき、一般廃棄物関連のリサイクル関係法令の周知やプラスチックごみ等の削減や分別に関する啓発を通じて、府民、事業者、行政が行う実践活動を促進するとともに、市町村と連携・協働して、より一層の3Rの推進を図った。また、リサイクル製品の利用促進を図るため、大阪府リサイクル製品認定制度に基づく認定を受けたリサイクル製品をウェブサイトに掲載するとともに、府民向けのチラシを作成し、環境関連イベント等への出展などにより、府民・事業者に紹介した。 〔根拠法令等:廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大阪府循環型社会形成推進条例〕 | 677 | 1, 639 | 環境農林水産部 | 循環型推 進資環 課 |
| 使いき ス対策 | ック、 | ごみ | 「大阪府循環型社会推進計画(令和3年3月策定)」のプラスチック削減目標の達成に向け、府民の行動変容を促進し、使い捨てプラスチックなどの使用を削減するため、マイ容器等の利用可能な店舗を検索できるウェブサイト「Osakaほかさんマップ(令和3年10月開設)」を運用するとともに、府民のマイ容器体験をSNSに「#マイ容器ええやん」を付して投稿してもらうキャンペーンを行った。また、プラスチックごみ問題に関する啓発パネルやOsakaほかさんマップ等を用いて、府内市町村やおおさか3Rキャンペーンの参加事業者等と連携し、使い捨てプラスチックなどの3Rについての府民啓発を行った。 | 5, 224 | 8, 870 | 環境農 森水産 部 | 循環型推 資金室源課 循 標 |

| 事 | 業 | 名 | 概 要 | 予算: | | | 管課 |
|------|----------------|----------------|--|------------|-------------|-----------------|--|
| 生活の推 | | .対策 | ホームページ「生活排水をきれいにしよう」により生活排水に関する情報を広く提供する。また、毎年2月を「生活排水対策推進月間」とし、府民に家庭でできる取組みを呼びかける。 〈URL: https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/kankyohozen/sei-hai/index.html〉 「根拠法令等:水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例] | R5最終 79 | R6当初 104 | 環境農 林水産 部 | 室課名環境室工業事情 |
| 電動促進 | | 普及 | 自動車から排出される二酸化炭素(CO ₂)の排出量削減による地球温暖化対策や、窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の排出量削減による大気汚染の改善のために、自動車メーカ一等の民間企業や自動車関係団体との協働により試乗イベントなどの啓発活動等による取組みを行い、電動車の普及促進を図る。 〈令和5年度実績〉 ・電動車展示・試乗会 12回 ・メールマガジン配信 7回 ・ホームページによる情報発信 | | | 環境農林水産部 | 脱素・ルー戦 |
| 行動けた | 促進 脱炭 ト付 | 消に素与業 | 府民の脱炭素への意識改革・行動喚起を図るため、小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用して、生産・流通・使用過程でのCO2排出が少ない商品・サービスを購入した場合に脱炭素ポイントを付与する制度の普及を図る。 <令和5年度実績> ・ポイント付与事業者11社による脱炭素ポイント付与の実施・脱炭素ポイント制度推進プラットフォーム会議 4回 | 18, 839 | 49, 996 | 環境農林水産部 | 脱炭・ル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | 消費 | に向 行動 ! | 府民等に対して、身近な食品分野での脱炭素化に向けた消費行動を促すため、生産者等が簡便に算定できる大阪版カーボンフットプリント (CFP) 算定手法を活用した普及啓発の確立・定着を図る。 〈令和5年度実績〉・ラベリング表示の施行実施 大阪産農産物23品目・有識者検討会議 3回・CFPラベル表示店舗数:約40店舗・イベント出展数 8回 | 9, 988 | 11, 385 | 環境農 林水産 部 | 脱炭・ル・政策課 |
| 行動 | 促進 可視 | | EXPOグリーンチャレンジ※を契機に、民間事業者や博覧会協会と連携協力し、個人の脱炭素行動によるCO2削減量を可視化するアプリを活用して行動変容を促進する。 ・脱炭素に関する啓発やアプリのPRを行う行動変容促進キャンペーンを大規模に展開 ・府IPP上で、府域全体での取組みの進捗等をグラフ等により可視化※博覧会協会が、万博会期前から会場外で、企業や学校、自治体などの団体に呼びかけ、様々なCO2削減努力を一体となって行い、将来の削減に貢献する取組み | | 45, 929 | 環境農林水産部 | 脱素・ル・政・ル・政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| るア | イド トッ | おけ リン プの | 駐車中に自動車のエンジンをかけ続けるアイドリングは、大気汚染や騒音等の問題を引き起こすことから不要なアイドリングは停止する必要があるため、駐車時におけるアイドリング停止等の遵守について運転者等への啓発を行う。 〔根拠法令等:大阪府生活環境の保全等に関する条例〕 | | | 環境農林水産部 | 環境管 理環境 全課 |

| 事 業 名 | 概 要 | 予算: | 千円 | 所 | 管課 |
|----------------------------------|---|---------|---------|---------|-------------------|
| | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| おおさか交通 エコチャレン ジ推進運動 | 公共交通機関の利用の推進やエコカー使用の推進、エコドライブの推進などに率先して取り組む府内事業者の取り組みを支援する。「おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者」の登録やエコドライブシミュレーターの貸出、エコドライブステッカーの配布等支援メニューを提供し、事業者における環境に配慮した自動車利用の推進を図る。 < 令和6年7月31日現在> ・登録事業者数:118事業者(所) < 令和5年度実績> ・エコドライブシミュレーター貸出回数:8回 | | | 環境農林水産部 | 環境管 理環境保 全課 |
| 海岸漂着物等対策推進事業 | 2025年大阪・関西万博の開催地として、SDGsへの取り組みを推進するなかで、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進やプラスチックの資源循環の推進などを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行うとともに、所域市町村、業界団体等にも宣言を呼びかけ、海洋プラスチックごみ等の削減に向けて取り組んでいる。 G20大阪サミットでは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、地元大阪としても率先して海洋プラスチックごみの対策を推進するため、2021年3月に策定した「おおさか海ごみゼロプラン」に則り、海洋ごみの回収等とあわせて、プラスチックごみの発生抑制に資する啓発取組を実施するための事業費の市町村への補助を実施する。なお、令和6年度は啓発取組に係る市町村への補助実施なし。令和5年度実績: 泉大津市(海洋ごみについて知ろう! スポGOMI大会 inいずみおおつの実施) 八尾市(海洋ごみ発生抑制のためのプラスチックごみゼロに向けた啓発事業の実施) 貝塚市海洋プラスチックごみ対策推進事業の実施) 泉北環境整備施設組合(スポGOMI大会2023in泉北クリーンセンター) 「根拠法令等:海岸漂着物処理推進法・大阪府市町村等海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金交付要綱] | 1, 207 | | 環境農林水部 | 環理環全 傑 |
| 大阪エコ農業 総合推進対策 事業 | 「環境負荷低減事業活動の促進に関する大阪府基本計画」に基づき、農業の持つ物質循環機能を活かし、農業の環境への負荷軽減を図りながら、府民が求める安心な農産物の生産を推進するとともに、地域環境の保全に寄与する。 | 20, 648 | 35, 055 | 環境農林水産部 | 農政室推進課 |
| 大阪産(も ん)ブランド 化の推進 | 豊かな府民生活の実現に向け、農林水産業者と食品関連事業者等と連携し、大阪産(もん)のブランド力向上と率先購入の機会拡大を図る。 ・大阪産(もん)全国魅力発信事業 府内外に向けた大阪産(もん)の魅力発信と認知度向上、消費の拡大に向けた取組みを実施する。 | 7, 504 | 2, 128 | 環境農林水産部 | 流策ラ戦進 戦進 |
| 大阪産(もん) を活用した脱 炭素化推進事 業 | 府域で大阪産(もん)の消費拡大と脱炭素化社会の実現をめざすため、地産地消、脱炭素消費行動、プラごみ削減等の一体的な啓発イベントを集客力の高い場所で実施する。 | 11, 373 | 15, 393 | 環境農林水産部 | 流通室ン略課 |

4. 体系別事業一覧 基本目標2 消費者の自立への支援 2. 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の推進

| 事 業 名 | 概 要 | 予算: | 千円 | 所 | 管課 |
|---------------------------------------|---|---------------|---------------|-----------------|----------------------|
| 食品ロス削減 対策検討事業 | 「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロス削減ネットワーク懇話会等の運営をはじめ、消費者啓発などの具体的な取組み、並びに計画の中間見直しに向けた食品ロス発生量及び府民意識の調査を行う。 | R5最終 5,073 | R6当初 2,943 | 環境農林水産部 | 室課名流策ラ戦進 |
| 消費者行動促進支援事業 | 自ら削減行動を実践しながら、地域で啓発活動も行う「もったいないやん活動隊」の養成講座を開講し、人材育成とともに、地域で啓発の実践を行う機会を創出する。 | 3, 020 | 3, 020 | 環境農 林水産 部 | 流策コンド 対ブランド 戦課 |
| 食品ロス削減 行動推進事業 | 大阪産(もん)を活用した脱炭素化推進事業と連携し、イベント会場で排出される食べ残し等のごみが、環境に及ぼす影響(CO₂排出量等)を表示する取組みなどにより、府民の行動変容につなげる。また、学校で活用できる啓発用の教材やカードゲーム、家庭で役立つレシピなどを掲載したポータルサイトを運営する。 | 4, 127 | 1, 331 | 環境農 林水産 部 | 流策ラ戦進 |
| 府内の福祉施 で者製い る関 を を 向上 | 府内の福祉施設で働く障がい者が生産する製品の付加価値や社会的認知度を高め、販路拡大に向けた取組みを推進することにより、障がい者に支払われる工賃の向上を推進する。 ・「こさえたん」ロゴマーク使用承認制度 就労継続支援B型事業所等が生産する製品の愛称「こさえたん」とロゴマークを制定し、基準を満たした事業所等に使用を承認 ⇒承認件数 204件(R6.7時点) ・「福祉のコンビニ こさえたん」 大阪府庁舎内(別館1階)に就労継続支援B型事業所等が生産する製品を販売するアンテナショップを設置し、販売機会等を確保 ⇒売上額 13,310千円、イベント出店回数 11回(51日)(R5実績) ・こさえたんサポーター登録制度 障がい者の「働く」ことを応援 ⇒サポーター登録者数 1,485人(R6.7時点)、メルマガ発行回数 80回(R6.7時点)※R1~の累計数 | 26, 926 | 26, 926 | 福祉部 | 障福自援 機器 |
| 消費者フェエク カルルで カルルを オリ (再掲) | 行政、事業者団体、消費者団体等が連携して、府民に消費生活に関する情報をわかりやすく提供する府民参加型イベントを開催する。 < 令和5年度実績> 府内消費者団体等の参加・協力を得て、広く府民が参加するイベントを会場とウェブで開催した。 | 3, 838 | 4, 116 | 府民文 化部 | 消費生ンター |

| 事業名 | 概 要 | 予算: | 千円 | 所 | 管課 | | |
|--|--|--------|--------|-----------|----------|-----------|------|
| ず 未 石 | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 | | |
| 高齢者等の見 守り者対象の 講座の実施 | 高齢者等をサポートする見守り・支援者向けに出前講座等を実施する。 <令和5年度実績> ・実施回数 15回 ・受講者数 460人 | 2, 245 | 2, 245 | 府民文 化部 | 消費生活センター | | |
| 消費のサポー ター養成・更 新講座(再 掲) | 高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に関する最新の情報提供等を行う「消費のサポーター」養成講座を実施する。また、すでに消費のサポーターとして登録しているボランティアに対し、専門的な知識の維持と更新を図る更新講座を実施する。 <令和5年度実績>令和6年4月1日現在登録者数145名 ・消費のサポーター養成講座(新規) 実施回数1回 受講者数 31 人 ・消費のサポーター更新講座(更新) 実施回数3回 受講者数 114 人 | 5, 608 | 5, 608 | 5, 608 | 5, 608 | 府民文 化部 | 消活ター |
| 高齢者向け 「消費者問題 ミニ講座」へ の講師派遣 (再掲) | 地域での高齢者の集まりに、悪質商法とその対策、被害に遭わないための注意点などの情報提供を行うボランティアである消費のサポーターの養成し、派遣を支援することにより、高齢者の消費者被害の未然防止を図る。 <令和5年度実績>令和6年4月1日現在登録者数145名・ミニ講座実施回数 107回・ミニ講座受講者数 2,723人 | | | | | | |
| | 消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報として大阪市と共同で「くらしすと」を配信する。 < 令和5年度実績> (1)消費生活情報「くらしすと」(府市共同作成)年4回配信 (2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信アドレス登録数 1,182件(R6.3.31現在) | 0 | | | | | |
| 消費生活情報 の提供(再掲) | (3)消費者啓発資料の作成 ①「あまーい誘いにご用心!」 85,000部 (R5年度版) ②「消費ってなーに?」 88,000部 (R5年度版) ③「府内消費生活相談窓口」 3,000部 ④「撃退!悪質商法」 3,000部 ⑤「くらしすと」(点字啓発資料) 200部×4回 ⑥「消費生活センターからのお知らせ」 (府政だより抜き刷り)10,000部 | | | 府民文 化部 | 消費セン | | |
| | (4) 府政だより (10月号に特集記事掲載) 発行部数:約188万部 (5) その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応 〔根拠法令等:大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置 条例〕 | 4, 800 | 4, 800 | | | | |

| 事業名 | 名 概 要 | | 千円 | 所(| 管 課 |
|--------------------------------------|--------------|--------|--------|-----------|--------|
| | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| 事業者等と連携した高齢者、障がいる。 者、でのの見て り強化 | いての情報提供等を行う。 | 2, 057 | 1, 063 | 府民文 化部 | 消費生ンター |

| 事 業 名 | 概 要 | 予算: | | | 管課 |
|---|--|----------|------------------|--|-------------|
| 「高齢者・障 がい者等の消 費者被害に関 する連絡会」 の開催 | 府と大阪市の消費者行政と高齢者や障がい者に関する福祉行政の担当課(所)による連絡会を開催し、高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止や拡大防止のための情報交換を行うとともに、啓発や研修その他連携して取り組むべき対策を検討する。 | R5最終 | R6 当初 | 部 府民文 化部 | 室課名消費生ンター |
| | 大阪府警本部と連携し、啓発冊子・リーフレット等に特殊詐欺防止に係る記事を掲載する。 府政だよりでの広報 10月号に高齢者特集号掲載 | 4, 800 | 4, 800 | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 特殊詐欺等被 害防止に向け た広報啓発活 動 | 特殊詐欺被害を防ぐためには、高齢者の防犯意識の向上及び地域一体となった被害防止機運の醸成が急務であり、本事業においては、高齢者を対象とした防犯教室、キャンペーン等において配付する啓発用物品を作成し、啓発効果を高めるとともに、自治体、事業者、地域住民に対する広報活動や個別防犯活動において配付するチラシを作成して高齢者のみならず地域全体の防犯意識の向上を図り、さらには、警察署、金融機関、事業所等に掲示するポスターを作成して、これらの施策では行き届かない人々に対する補完的な広報を行う。本事業においては、大阪府消費生活センターと連携することで、より幅広く効果的な広報啓発活動を行う。 | 1, 500 | 2, 499 | 警察本 第二年 第二年 第二年 第二年 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十 | 府民安全対策課 |
| 地域権利擁護総合推進事業 | 認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るために、地域で相談を受けている関係機関等を対象として、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会を通じて、相談支援事業を実施する。 権利擁護に係る相談支援事業 (内容)・電話相談:月曜日〜金曜日 午前10時〜午後4時・専門相談:弁護士・社会福祉士による面接相談毎週木曜日(予約制)午後1時〜・午後2時30分〜など | 35, 286 | 35, 186 | 福祉部 | 地域福進地域福祉課 |
| 日常生活自立 支援事業 | 認知症・知的障がい・精神障がい者等の判断能力が不十分な方の権利擁護を図るため、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に対して補助を行う。 (内容)・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス など 〔根拠法令等:日常生活自立支援事業費補助金交付要綱〕 | 324, 108 | 325, 436 | 福祉部 | 地域福進地地地電祖地課 |
| 福祉サービス に関する苦情 解決 | 福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査 又はあっせん等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会運営適正化 委員会の取組みを支援する。 | 11, 470 | 11, 470 | 福祉部 | 地域福祉生地域福祉課 |

| 事業 | Ě | 名 | 概 | 予算: R5 最終 | 千円 R6当初 | 所部 | 管課室課名 |
|---|----------------|---------------------|--|---------------------|--------------------|-------------------|-------------------------|
| 障がい サービジ する相 情解決 の体制・ | スに 談・ のた | 関苦めり | 障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法のもとで、利用者が安心してサービスを利用できるよう、これらの利用者等からの相談・苦情が円滑に解決される必要がある。 大阪府においても、指定した事業者のサービスの質を確保するため、指定事業者・施設に対し、集団指導や運営指導等の指導監督を行う。また、喀痰吸引に係る研修機関・事業者の登録及び指導監督を行う。 [根拠法令等:障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法] | 5, 971 | 6, 221 | | 障がい 福社活基 盤推進 課 |
| | | | (1)介護保険苦情処理体制の整備運営 大阪府国民健康保険団体連合会が迅速かつ適切に苦情に対応し、公 平・中立な立場から苦情処理を行えるようにするため、同連合会が行 う苦情処理体制の整備及びその運営に要する経費に対し補助を行う。 | 5, 988 | 5, 988 | | |
| 介護保障における 苦性 体制の対 | る相 情解 | | (2)介護保険制度における指定介護保険施設や指定居宅サービス事業者等に対する指導・監査 介護保険制度により提供される施設サービスや居宅サービスの質を確保するため、毎年度集団指導の開催や施設・事業所の運営指導を行っている。運営指導では、法令遵守並びに利用者の立場に立った適正なサービスの提供について指導を行い、不正事案等が確認されれば監査を実施するなど、厳正な指導監督を行う。 | 5, 782 | 6, 463 | 福祉部 | 高護護課護者が介介援介業 |
| 圧着は: 郵送に 報啓発済 (特殊) | よる活動 | 広」費 | 警察が捜査の過程で入手した名簿を活用して、名簿登載者に対し、 圧着はがきを送付して注意喚起を実施し、特殊詐欺被害の未然防止を 図る(郵送件数 15,000件)。 | 1, 041 | 1, 193 | 警察本部生活安全部 | 府民安 全対策 課 |
| 「おおる 殊詐欺被 止コー/ ター」(| 被害ルセ | 防ン | 特殊詐欺被害未然防止対策として、警察が捜査の過程で入手した名 簿の登載者に架電して特殊詐欺の犯行手口の情報提供と被害防止の注 意喚起を行う(架電件数 67,500件以上) | 14, 256 | 14, 999 | 警察本部 生全部 | 府民安 全対策 課 |
| 見守りたという。現代の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象を対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対 | めの 費者 等研 | 市行 | 市町村職員等を対象に、消費者行政(消費者教育)の推進にあたって必要な知識を習得するための研修を実施する。研修会においては府内市町村の消費者安全確保地域協議会の設置を促すため、市町村の消費者行政担当職員が協議会設置の事例やその運用方法等について学ぶ機会を設けている。 <令和5年度実績> 1回実施 | 880 | 880 | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 消費の事実のおります。 | 業に 域安 | お全の | 地域安全センターにおいて開催される警察の防犯教室と、「消費のサポーター」ミニ講座の共同開催に向け、警察、消費生活センター双方が互いに情報提供を行う。 <令和5年度共同開催実績> 消費のサポーター(令和5年11月、令和6年1月) 地域安全センターにおいて警察の防犯教室を実施(随時) | - | - | 府民文 化政策企 画部 | 消費生ンタ治策課 |
| 悪質商流事業(流 事業全確保 協議会(強化) | 消費 保地 | 策者以域 | 地方消費者行政強化交付金の特別枠を活用し、協議会の機能強化や 地域における消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、市町村の 担当職員や地域で見守り活動を行う方々を対象に、協議会の効果的な 運営や高齢者等を見守る際のポイント等に関する研修を実施する。 <令和5年度実績> 研修会 2回 | 406 (流用) | 101 (補正) | 府民文化部 | 消費生活センター |

4. 体系別事業一覧 基本目標3 消費者教育の推進 1. 消費者教育推進の基本的な方向

| | | | 予算 | : 千円 | 所 " | 管課 | | | |
|------------|------|----|--------|------|-----|------|------|---|-----|
| 事 | 業 | 名 | | 概 | 要 | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| % 4 | 介和 5 | 年度 | 該当事業なし | | | | | | |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標3 消費者教育の推進 2. ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進 (1)学校(小学校・中学校・高等学校・支援学校等)等における消費者教育

| 事 業 名 | 概 要 | 予算: | | | 管課 |
|-----------------------|---|---------------|---------------|----------------|-----------|
| 消費者教育講師派遣(再 掲) | 消費者問題について、学習を希望するテーマに応じた講師を派遣 し、消費者グループや学生等に学習機会や教育を提供する。 <令和5年度実績> 開催回数:30回、参加者数:2,556人 | R5最終 2,640 | R6当初 2,640 | 部 府民文 化部 | 室課名消費生ンター |
| 消費者教育教材活用推進 | ・教材を活用した授業を実施するために教職員向けに研修を実施する。 ・消費生活相談員等の実務経験者を講師として派遣する。 ・消費者教育コーディネーター活用のための意見交換会の実施 <令和5年度実績> ・消費生活相談員など実務経験者を外部講師として派遣回数35回 7,528人 ・消費者教育コーディネーター活用のための意見交換会 1回 ・支援学校用教材の作成・配布 | 5, 882 | 5, 882 | 府民文 化部 | 消費生ンター |
| 若者向け啓発資料の作成 | 若者向け啓発リーフレットを作成し消費者教育教材を提供する。 <令和5年度実績> (1)小学生向け啓発リーフレット ・若者向け啓発資料「消費生活クエスト」を府内の小学校に配布 (2)中学生向け啓発リーフレット ・若者向け啓発資料「消費ってな~に?」を府内の中学校に配布 (3)高校生向け啓発リーフレット ・若者向け啓発質料「あまい誘いにご用心!」を府内の高校に配布 〔根拠法令等:大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置 条例〕 | 2, 284 | 2, 284 | 府民文 化部 | 消費生ンター |
| 夏休み若者向 け特別啓発事 業 | 夏休みに、若者(対象:主に高校生)が陥りやすいトラブルを防止するための啓発を実施する。 <令和5年度実績> 若者(対象:主に高校生)に多い消費者被害をテーマに取り上げ、若者に人気のお笑い芸人がわかりやすく解説する動画を活用し、夏休み期間にあわせてSNS動画広告を放送した。 マ:笑いDE学ぶ消費者トラブルYouTube広告啓発配信期間:R5.8.1~8.31 延べ表示回数:358,787回 | 1, 100 | 823 | 府民文 化部 | 消費生ンター |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標3 消費者教育の推進 2. ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進 (1)学校(小学校・中学校・高等学校・支援学校等)等における消費者教育

| 事業名 | 概 要 | 予算: R5 最終 | 千円 R6当初 | 所部 | 管課室課名 |
|----------------------------------|---|---------------------|------------|-------|------------------------------------|
| 大阪の子ども を守るネット 対策事業(再 掲) | 社会経験も浅く、判断能力が未熟な青少年が、スマートフォンや携帯ゲーム機等のネット機器利用によって、犯罪やトラブルの被害に遭わないために、青少年自身に適切なインターネットの使い方を考えさせる機会(ネット利用をみんなで考えるプロジェクト等)を提供することでネットリテラシーの向上を図る。 併せて、青少年を指導する教職員やPTA等を対象に民間事業者を講師として派遣し具体的なトラブル事例やその回避策についての研修を実施する。また、児童生徒を対象にした大学生講師による出前講座を行う。 [根拠法令等:青少年を取り巻く有害環境対策の推進委託要項] | 862 | | | 子ども家庭局 |
| 住まい・まち づくり教育の 普及 | 公民連携による大阪府住まい・まちづくり教育普及協議会において、子どもたちに「住まい」について考える機会を持たせ、次世代の豊かな住まいづくりを担う子どもたちを通じて、家庭や地域全体として「住まい」について考え、生活意識を高めていくために、小学生や中学校教師を対象とした出前講座等を実施する。 | | | 都市整備部 | 居住企画課 |
| 学習指導要領 に基づく消費 者教育 | 学習指導要領による教育指導を行う。 (具体的取組例) [小学5・6年(家庭科)] 物や金銭の大切さ、計画的な使い方を学ぶ など [中学(社会科:公民)] 金融の仕組みや働き、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を学ぶ など [中学(技術・家庭科)] 自分や家族の消費生活への関心、消費者の基本的な権利と責任、生活に必要な物資・サービスの適切な選択を学ぶ など [高等学校(家庭科)] 消費者の権利と責任、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組み等を学ぶ など [高等学校(公民科)] 多様な契約及び及び消費者の権利と責任等を学ぶ など [支援学校] ・一人ひとりの教育的ニーズに応じ、各支援学校において多様な取組みを実施(商品等の安全、生活の管理と契約 など) | -: | | 教育庁 | 教興高校 教興支育 市教小校 有宝等課 有室授課 町育中課 时育中課 |
| 「大阪府金融 広報委員会」 との連携 | 金融・金銭教育研究校は大阪府金融広報委員会との連携のもと金融・金銭教育に係る実践を行う。 | | | 教育庁 | 教興高校 市教小校 市教小校 |

4. 体系別事業一覧 基本目標3 消費者教育の推進 2. ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進 (2)大学等における消費者教育

| 事 | 業 | 名 | 概 要 | 予算: | : 千円 | 所" | 管課 |
|--------|------------|----|---|--------|--------|-----------|----------|
| | | | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| 大学がける。 | 生期に 消費す | こお | 消費者市民社会の実現に向け積極的に活動を行うことができる力を持つ消費者教育学生ボランティアを育成し、主体的な活動を促進する。 <令和5年度実績> 消費者教育学生リーダー23名認定 | 4, 735 | 3, 850 | 府民文 化部 | 消費生活センター |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標3 消費者教育の推進 2. ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進 (3)地域における消費者教育

| 事 業 名 | 概 要 | 予算: | | | 管課 |
|---|---|--------|---------------|-----------------------|-------------------|
| 消費のサポー ター養成・更 新講座(再 掲) | 高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に関する最新の情報提供等を行う「消費のサポーター」養成講座を実施する。また、すでに消費のサポーターとして登録しているボランティアに対し、専門的な知識の維持と更新を図る更新講座を実施する。 〈令和5年度実績〉令和6年4月1日現在登録者数145名・消費のサポーター養成講座(新規)実施回数1回 受講者数 31人・消費のサポーター更新講座(更新)実施回数3回 受講者数 114人 | R5最終 | R6当初 5,608 | 部 | 室課名 消費セン ター |
| 高齢者向け 「消費者問題 ミニ講座」へ の講師派遣 (再掲) | 地域での高齢者の集まりに、悪質商法とその対策、被害に遭わないための注意点などの情報提供を行うボランティアである消費のサポーターの養成し、派遣を支援することにより、高齢者の消費者被害の未然防止を図る。 <令和5年度実績>令和6年4月1日現在登録者数145名・ミニ講座実施回数 107回・ミニ講座受講者数 2,723人 | | | | |
| 金銭教育の普 及等 | 消費生活等に関するウェブサイト「消費生活事典」の積極的な運用を行い、消費者教育・情報提供の促進を図る。 《URL: https://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/》 <令和5年度実績> ・アクセス件数 22,196件 | 979 | 47 | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 消費者フェア の カル 消費 進 を 者 し (再 掲) | 行政、事業者団体、消費者団体等が連携して、府民に消費生活に関する情報をわかりやすく提供する府民参加型イベントを開催する。 < 令和5年度実績> 府内消費者団体等の参加・協力を得て、広く府民が参加するイベントをウェブで開催した。 「テーマ: 「楽しく学ぼう!」大阪府消費者フェア2023~見直しませんか?消費のあり方~期間: (会場) R5.10.28 (ウェブ) R5.10.13~11.6 ところ: (会場) 咲洲庁舎1階フェスバ参加延人数: 4,253人 とき 内容 参加者数 「持費者団体活動紹介、環境に配慮した小物など まのが変による情報発: (会場) | 3, 838 | 4, 116 | 府民文化部 | 消養生ンター |
| 消費者教育講師派遣(再掲) | 消費者問題について、学習を希望するテーマに応じた講師を派遣 し、消費者グループや学生等に学習機会や教育を提供する。 <令和5年度実績> 開催回数:30回、参加者数:2,556人 | 2, 640 | 2, 640 | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 消費のサポー ター事業にお ける地域安全 センターとの 連携 | 地域安全センターにおいて開催される警察の防犯教室と、「消費のサポーター」ミニ講座の共同開催に向け、警察、消費生活センター双方が互いに情報提供を行う。 <令和5年度共同開催実績> 消費のサポーター(令和5年11月、令和6年1月) 地域安全センターにおいて警察の防犯教室を実施(随時) | - | - | 政策企 画部 府民 化部 | 治策課費センター |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標3 消費者教育の推進 2. ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進 (4)家庭等における消費者教育

| | | | | | hade assets |
|-----------------------------------|---|--------|--------|-----------|------------------|
| 事 業 名 | 概 要 | 予算: | : 千円 | 所(| 管課 |
| | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| 社会教育施設 等への情報提 | 地域の公民館や図書館などの社会教育施設、児童養護施設及びPT A活動において消費者教育に関わる取組みが推進されるように情報提供や教材等の貸出しを支援している。 | | | 府民文 化部 | 消費生 活セン ター |
| 供及び教材等の貸し出し | | | | 教育庁 | 市町有数域振動 |
| 高齢者等の見 守り者対象の 講座の実施 (再掲) | 高齢者等をサポートする見守り・支援者向けに出前講座等を実施する。 <令和5年度実績> ・実施回数 15回 ・受講者数 460人 | 2, 245 | 2, 245 | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 消費生活情報 の提供(抜 粋、再掲) | 消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費 生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供する。 府政だより(10月号に特集記事掲載) 発行部数:約188万部 | 4, 800 | 4, 800 | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 消費者教育講師派遣(再掲) | 消費者問題について、学習を希望するテーマに応じた講師を派遣 し、消費者グループや学生等に学習機会や教育を提供する。 <令和5年度実績> 開催回数:30回、参加者数:2,556人 | 2, 640 | 2, 640 | 府 民 文化部 | 消費生活センター |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標3 消費者教育の推進 2. ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進 (5)職域における消費者教育

| 事 | 業 | 名 | 概 要 | * 21 | 千円 | 所' | 管課 |
|---------|--------------------|------|--|----------------------|-----------------------|----|-----|
| 事携者なり掲り | 者等 d を高がい のり | 連・者守 | 概 要 財務部、福祉部、府警本部等と連携し、「大阪府包括連携協定」や 「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結した事業者等 の協力を得て、事業者による高齢消費者の見守り強化を行う。また、 民生委員、CSW等福祉関係者等の見守り者を対象とした説明会等の場に おいて啓発資料を配付し、高齢者、障がい者の見守りポイント等についての情報提供等を行う。 <令和5年度実績> ・見守り者向け動画「高齢者の消費者被害」を作成し、ホームページ等で公開 ・見守り者向けポスター(事業者版)及び見守りハンドブック(事業者版)4,000部を配付 | 予算: R5最終 2,057 | · 千円 R6当初 1,063 | 部 | 室課名 |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標3 消費者教育の推進 2. ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進 (6)消費者教育拠点としての消費生活センターの活用

| 事 業 名 | 概 | 予算: | | | 常 課 |
|---|---|--------|--------|---------------|------------------|
| | 消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報として大阪市と共同で「くらしすと」を配信する。 (1) 消费性延伸器 「くらしまね」 (原本共同原成) | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| | (1)消費生活情報「くらしすと」(府市共同作成) 年4回配信 | 0 | 0 | | |
| | (2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信 アドレス登録数 1,182件(R6.3.31現在) | | ••• | | |
| 消費生活情報 の提供(再掲) | (3)消費者啓発資料の作成 ①「あまーい誘いにご用心!」 85,000部 (R5年度版) ②「消費ってなーに?」 88,000部 (R5年度版) ③「府内消費生活相談窓口」 3,000部 ④「撃退!悪質商法」 3,000部 ⑤「くらしすと」(点字啓発資料) 200部×4回 ⑥「消費生活センターからのお知らせ」 (府政だより抜き刷り) 10,000部 | | | 府民文 化部 | 消費生 活セン ター |
| | (4) 府政だより(10月号に特集記事掲載) 発行部数:約188万部 | 4, 800 | 4, 800 | | |
| | (5) その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応 | | | | |
| | [根拠法令等:大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例] | | | | |
| | 行政、事業者団体、消費者団体等が連携して、府民に消費生活に関する情報をわかりやすく提供する府民参加型イベントを開催する。 <令和5年度実績> 府内消費者団体等の参加・協力を得て、広く府民が参加するイベントを会場とウェブで開催した。 | | | | |
| 消費者フェアの実施(エシ | テーマ:「楽しく学ぼう!」大阪府消費者フェア2023 ~見直しませんか?消費のあり方~期間: (会場) R5.10.28 (ウェブ) R5.10.13~11.6 ところ: (会場) 咲洲庁舎1階フェスパ 参加延人数: 4,253人 | | | 庄 民 士 | 消費生 |
| カル消費の推進を含む) | とき 内容 参加者数 | 3, 838 | 4, 116 | 化部 | 活セン ター |
| (再掲) | (会場) R5. 10. 28 消費者団体活動紹介、環境に配慮した小物など 手づくり体験、事業者団体・行政等による情報 発信、消費者トラブル弁護士相談会など | | | | |
| | (ウェブ) 消費者団体の活動紹介、事業者団体・行政等に R5.10.13 ~ よる消費に関する情報発信、消費のあり方に関するオンライン講座 | | | | |
| 総合案内の運 営及び消費者 啓発事業の 所市連携 事業) (再 掲) | 消費生活に関する情報を消費者に効果的に提供するため、大阪市消費者センターと共同で「くらしの広場・エル」の総合案内を運営する。また、消費生活に関する専門図書や啓発用ビデオ・DVDを開架し、利用者への閲覧、貸出を行う。 <内容> (1)専門資料コーナー:消費生活に関係ある各種情報を収集整理し、消費者、市町村、学校、マスコミ等の利用に供し、利用者の相談に応じるとともに、センター事業の推進に活用する。 (2)ビデオライブラリー:消費者啓発用ビデオテープを購入し、消費者団体等の利用に供する。 <令和5年度実績> 来場者数:3,260人 DVD貸出数:40件70本 | 1, 132 | 1, 132 | 府民文 化部 | 消費生ンター |
| | | | | | |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標3 消費者教育の推進 3. 消費者教育の担い手の育成と活用 (1)小学校・中学校・高等学校・支援学校等における教職員

| 事 業 名 | | 名 | 概 要 | | 千円 | 所 " | 管課 |
|-------|------------------------------|---|--|--------|--------|-----------|------------|
| | | | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| | 者教 [†] 用推注 掲) | | ・教材を活用した授業を実施するために教職員向けに研修を実施する。 ・消費生活相談員等の実務経験者を講師として派遣する。 ・消費者教育コーディネーター活用のための意見交換会の実施 <令和5年度実績> ・消費生活相談員など実務経験者を外部講師として派遣回数35回 7,528人 ・消費者教育コーディネーター活用のための意見交換会 1回 ・支援学校用教材の作成・配布 | 5, 882 | 5, 882 | 府民文 化部 | 消活生ンター |
| | 教員(教育(施 | | 学校教育における消費者教育の充実及び教員の消費者問題についての知識向上を図るため、小・中・義務教育学校・高等学校及び支援学校の担当教員を対象に消費者教育研修を実施している。 | | | 教育庁 | 教育セ ンター |

4. 体系別事業一覧 基本目標3 消費者教育の推進 3. 消費者教育の担い手の育成と活用 (2)消費生活相談員等

| 事 業 名 | | 概 | 要 | | 予算: R5最終 | 千円 R6当初 | 所 第 | 管 課 室課名 |
|------------------------------------|--|---|---|--------|-------------|---------|----------|----------|
| 中核的セン ター機能充実 強化研修(再 掲) | 中核的セ 化すると 問題解決 <令和 5 ⁴ ・実施 | 中核的センターとして、「指ンター機能の強化を図り、府ともに支援技術等の向上を図能力向上を図る。 再度実績> 「回数 8回 人数 98名 | 消費生活相談窓口の専 | 『門性を強 | 1,301 | 1, 301 | 811 | 消費生ンター |
| 市町村相談員 総括者研修 (再掲) | 難事案のあり なりない。 ない、 ない、 ない。 はれる は、 ない。 はれる は、 はい。 は、 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 | 消費生活相談窓口における問対応において府センターとのる相談員を対象に、専門的で滑かつ効果的に相談における様化する相談事案の解決を図手度実績> 「回数 19回人数 193名 | Tの総括的 うことに | 5, 320 | 5, 320 | 府民文化部 | 消費生活センター | |
| | て必要な | 職員等を対象に、消費者行政 知識を習得するための研修を 年度実績> | | にあたっ | | 41 141 | | |
| | 実施日 | 内容 | 講師 | 受講者数 | 141 | | | |
| 市町村消費者 行政職員等研 修会の実施 | R5. 7. 7 | 地方消費者行政の 充実・強化に向けて | 消費者庁 地方協力課 関谷 咲希氏 増本 竜 氏 新未来創造戦略本部 市原 健一 氏 | 49人 | | | 府 民 文化部 | 消費生活センター |
| | R6. 2. 16 | 簡易裁判所における 民事手続の説明及び施設見学 | 大阪簡易裁判所 裁判官、調停委員、主 任書記官、書記官、管 理官 | 27人 | | | | |
| | 府域にお | ける消費生活相談員の安定的 | な確保が出来る休制を | · 整備する | | | | |
| 即戦力となる 消費生活相談 員のデディネー ト事業 | ため、即 する市町 <令和5 ⁴ ・育成 | 前を 戦力となる相談員の育成及び 対とのコーディネートを行う 手度実績> 修了者数 3名 決定者数 2名 | 育成した相談員と相談 | | 1, 998 | 1, 998 | 府 民 文化部 | 消費生 |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標3 消費者教育の推進 3. 消費者教育の担い手の育成と活用 (3)実務経験者等

| 事業 | 坐 | Þ | | 概 要 | 要 | 予算: | : 千円 | 所 管 課 | | |
|------------|-----|----|--------|--------|------|------|------|-------|--|--|
| | 4 | | 194 | ^ | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 | | |
| ※ 令 | `和5 | 年度 | 該当事業なし | | | | | | | |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標3 消費者教育の推進 3. 消費者教育の担い手の育成と活用 (4)地域における消費者教育の担い手

| 事 業 名 | 概 要 | 予算: | | | 管課 |
|--|---|--------------------|--------------------|-----------|----------|
| 消費のサポー ター養成・更 新講座(再 掲) | 高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に関する最新の情報提供等を行う「消費のサポーター」養成講座を実施する。また、すでに消費のサポーターとして登録しているボランティアに対し、専門的な知識の維持と更新を図る更新講座を実施する。 〈令和5年度実績〉令和6年4月1日現在登録者数145名・消費のサポーター養成講座(新規) 実施回数1回 受講者数 31 人・消費のサポーター更新講座(更新) 実施回数3回 受講者数 114 人 | R5最終 5, 608 | R6当初 5,608 | 部 府民文 | 室課名 |
| 高齢者向け 「消費者問題 ミニ講座」へ の講師派遣 (再掲) | 地域での高齢者の集まりに、悪質商法とその対策、被害に遭わないための注意点などの情報提供を行うボランティアである消費のサポーターの養成し、派遣を支援することにより、高齢者の消費者被害の未然防止を図る。 <今和5年度実績>令和6年4月1日現在登録者数145名・ミニ講座実施回数 107回・ミニ講座受講者数 2,723人 | | | | |
| 高齢者等の見 守り者対象の 講座の実施 (再掲) | 高齢者等をサポートする見守り・支援者向けに出前講座等を実施する。 <令和5年度実績> ・実施回数 15回 ・受講者数 460人 | 2, 245 | 2, 245 | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 携した高齢 者、障がい者 | 財務部、福祉部、府警本部等と連携し、「大阪府包括連携協定」や「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結した事業者等の協力を得て、事業者による高齢消費者の見守り強化を行う。また、民生委員、CSW等福祉関係者等の見守り者を対象とした説明会等の場において啓発資料を配付し、高齢者、障がい者の見守りポイント等についての情報提供等を行う。<令和5年度実績>・見守り者向け動画「高齢者の消費者被害」を作成し、ホームページ等で公開・見守り者向けポスター(事業者版)及び見守りハンドブック(事業者版)4,000部を配付 | 2, 057 | 1, 063 | 府民文 化部 | 消費生ンター |
| 大学生期にお ける消費者教 育(再掲) | 消費者市民社会の実現に向け積極的に活動を行うことができる力を持つ消費者教育学生ボランティアを育成し、主体的な活動を促進する。 <今和5年度実績> 消費者教育学生リーダー23名認定 | 4, 735 | 3, 850 | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 悪質商法対策 事業(消費者 安全確保地域 協議会の機能 強化) (再 掲) | 地方消費者行政強化交付金の特別枠を活用し、協議会の機能強化や 地域における消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、市町村の 担当職員や地域で見守り活動を行う方々を対象に、協議会の効果的な 運営や高齢者等を見守る際のポイント等に関する研修を実施する。 < 令和5年度実績> 研修会 2回 | 406 (流用) | 101 (補正) | 府民文 化部 | 消費生活センター |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標3 消費者教育の推進 3. 消費者教育の担い手の育成と活用 (5)消費者教育コーディネーター

| - | 事 業 名 | h | 概要 | 予算: | 所句 | 章 課 | |
|--------------|-------------------|----|--|------|------|-----------|----------|
| 事 | 来 | 名 | (奴 安 | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課 名 |
| 国民生 夕一石 講 | 生活セ | ン受 | 国民生活センターが実施する担当職員等の研修会を受講する。 <令和5年度実績> 1. 研修会への出席 (1) 消費生活相談員研修(大阪府共催研修含む) | | | 府 民 文化部 | 消費生活センター |
| | 者教育 ディネ の活用 | | 消費者教育教材活用推進、消費者教育講師派遣、成年年齢引下げに 伴う集中啓発事業、夏休み若者向け特別啓発事業等の施策において、 消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐために間に立って調整す る。 | | | 府民文 化部 | 消費生活センター |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標4 消費生活相談体制の充実 1. 府の消費生活相談体制の充実・強化 (1)高度で専門的な相談への対応力強化(相談員の育成・資質向上)

| 事 業 名 | 概 要 | 予算: | | | 管課 |
|----------------------|---|---------|---------|---------|--------|
| | 消費生活に関する消費者からの相談苦情の受付・処理を行う。 | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| 消費生活相談及び苦情処理 | <相談体制>期間: 月~金(年末年始・祝休日を除く) 9時~17時45分(受付は17時まで) 相談方法: 来所、電話、文書、電子メール 相談内容: 消費生活一般の相談・苦情 処理結果: 必要に応じ、関係行政機関へ連絡するとともに、マスコミ等への記事提供、ホームページ、消費生活情報「くらしすと」、メールマガジン等により府民に情報を提供する。相談件数: 令和5年度実績8,955件 (内、苦情:8,497件、問合せ:458件) 〔根拠法令等:大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター条例〕 | 43, 111 | 43, 111 | 府民文化部 | 消活タ |
| チャットボット運営事業 | 新型コロナウイルス感染症に関連した消費生活相談の相談ニーズの増加に備え、休日や夜間等の消費生活相談受付時間外でも、定型的な対応により消費者への情報提供を可能とし、消費生活相談の機会を充実させるため、24時間対応可能であるAIを活用したチャットボットを運営 <令和5年度実績> 利用件数 878件 | 991 | 991 | 府 民 文化部 | 消苦ター |
| 製品関連被済品別連被済品場がよめの再掲) | 製品関連被害の未然・再発防止等安全確保の観点から商品のテストを行い、消費者の商品知識の向上を図る。 < 令和 5 年度実績 > ・消費生活相談及び苦情の処理に必要な鑑別テスト 品目 | 6, 314 | 6, 158 | 府民文化部 | 消費生ンター |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標4 消費生活相談体制の充実 1. 府の消費生活相談体制の充実・強化 (1)高度で専門的な相談への対応力強化(相談員の育成・資質向上)

| 事 業 名 | | 名 | 概 要 | | : 千円 | 所 管 課 | | |
|-------|----------------------------------|----|--|-------|--------|-----------|----------|--|
| | | | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 | |
| ター | 核的セミ -機能 ご研修 | 充実 | 府域の中核的センターとして、「指定消費生活相談員導入」に伴い 中核的センター機能の強化を図り、府消費生活相談窓口の専門性を強 化するとともに支援技術等の向上を図ることにより、府全体としての 問題解決能力向上を図る。 <令和5年度実績> ・実施回数 8回 ・参加人数 98名 | 1,301 | 1, 301 | 府民文 化部 | 消費生活センター | |
| ター | 是生活 [*] -研修((再掲) | の受 | 国民生活センターが実施する担当職員等の研修会を受講する。 <令和5年度実績> 1. 研修会への出席 (1)消費生活相談員研修(大阪府共催研修含む) | | | 府 民 文化部 | 消費生活センター | |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標4 消費生活相談体制の充実 1. 府の消費生活相談体制の充実・強化 (2)府消費生活センターほか各種相談窓口の連携による相談体制の充実強化

| 事業 | 名 | 概 要 | 予算: | 千円 | 所' | 管課 |
|---|---|---|---------|---------|--------------------------|------------------------|
| 7 1 | - 14 | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| | | < 令和5年度実績> ・広聴(府政相談)の実施 (府政に関する要望・意見・苦情等の受付や各専門相談窓口の案内の 実施)(広報広聴課にて実施) [根拠法令等:広報広聴等事務推進要綱等] | | | 府民文 化部 | 報広聴課 |
| | | ・外国人相談の実施(大阪府外国人情報コーナー): 2,079件 | 20, 000 | 17, 400 | 府民文 化部 | 都市魅 力創造 局 国際課 |
| 府民相談 | ・医療相談の実施: 908件(令和5年度合計) (保健医療室保健医療企画課所管) | 515 | 552 | 健康医療部 | 保健医 療室保 健医療 企画課 | |
| | | ・ギャンブル等依存症相談の実施 相談実数(令和5年度) こころの健康総合センター: 295人 保健所(中核市含む): 216人 また、令和5年度より大阪弁護士会の協力を得て、依存症相談の中 で希望者に借金専門相談を実施。あわせて借金専門相談を訪れる人等 に対して、依存症に関する基礎的な知識や相談窓口の周知を目的に リーフレットを作成し、配布。 | | | 健康医療部 | 保療域課ろ康セタ |
| 多重債務 策の推進 | 者対 | H19年に国が策定した「多重債務問題改善プログラム」に基づき、本府においても、広域自治体として市町村の相談窓口強化に向けて市町村支援や関係機関との連携強化を図り、市町村等協議会参画団体及び関係機関とともに、多重債務者対策を推進する。 | 158 | 158 | 商工労働部 | 中小企業支援室金融課 |
| 大阪府住: フォーム: スター制 (再掲) | マイ | 府民が安心してリフォームが行えるよう、大阪府が指定した非営利団体「マイスター登録団体」が一定の基準を満たす「マイスター事業者」を府民の依頼に応じて案内・紹介する。 < 令和 6 年 4 月 1 日現在 > マイスター団体数 16団体 マイスター事業者数 127事業者 < ホームページ > http://www.pref.osaka.jp/jumachi/meister/index.html | | | 都市整備部 | 建築環境課 |
| 住宅相談施 | の実 | 府民に対する住宅行政サービスの向上を図るため、住宅相談室において、住宅・宅地問題に関する各種の相談に応じる。(令和5年度実績)・相談件数 2,139件(相談内容)・府営住宅や特定公共賃貸住宅の募集案内・宅地・建物売買、建築時における契約上の相談・借地・借家関係の相談・住宅の建設、宅地造成等に関する相談・マンション関係の相談・センション関係の相談・地震等により被災した住宅の復旧等に関する相談・その他住宅関係一般の相談 | 8, 584 | 9, 966 | 都市整備部 | 住宅建居画 |
| 大阪府コン 理・建一 大阪コン 大阪コン は は は は は は は は に に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に | 管オス議会 | 府や市町、関係団体で構成する協議会で、アドバイザーの派遣などを行い、勉強会、相談会等を実施し、管理組合による取り組みを支援する。 <利用条件> 利用者: 府内に所在する分譲マンション管理組合(管理者等) 利用条件: アドバイザーの派遣については、協議会が運営する管理適正化推進制度に登録した管理組合が対象。1回あたり2時間程度。窓口:各市(町村に立地する場合は大阪府) | | | 都 市整備部 | 居住企画課 |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標4 消費生活相談体制の充実 1. 府の消費生活相談体制の充実・強化 (2)府消費生活センターほか各種相談窓口の連携による相談体制の充実強化

| 事業名 | 概 要 | 予算: | | 所? | 音 課 |
|-------------------------------------|---|--------------------|--------------------|------------|--|
| 活性化フォーラムにおける | 公民連携による「大阪の住まい活性化フォーラム」の事業として、空き家相談窓口を整備し、空家の適正管理等も含めた既存住宅・リフォームに係る相談に応じる。また、平成29年3月に、災害時における「住まいのケア・専門家チーム」を立ち上げ、災害時に被災した府民の住まいの相談に、専門的な見地から現地で対応することとしている。令和3年10月からは、「大阪の空き家コールセンター」を開設し、ワンストップで電話相談に応じる。 | R5最終 0 | R6当初 0 | 都市整備部 | 居住企画課 |
| 建設工事請負 契約等に関す る相談 | 個人住宅などの建設工事請負契約等に関する相談に応じる。 また、建設工事の請負契約に関する紛争処理のために設置されている 「大阪府建設工事紛争審査会」に係る制度の概要説明や申請等の手続 きについて相談に応じる。 [根拠法令等:建設業法] | | | 都市整備部 | 住宅築局建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建 |
| 悪質商法110 番の設置 | 悪質商法110番において、悪質商法、高金利融資、その他悪質業者に関する相談や情報を受け付けている。 06-6941-4592 [くるしい時のしんこくに] ・令和5年度中実績 225件 (令和4年度中実績 181件) | | | 警察本部 生活安全部 | 生活経済課 |
| 悪質商法対策 事業(消費生 活相談窓口の 機能強化) | 地方消費者行政強化交付金の特別枠を活用し、悪質商法に対する消費生活相談窓口の相談機能の強化に取り組む。 <令和5度実績> 相談員等を対象に、改正消費者契約法等の解説や、悪質商法に関する判例を用いた対応等についての研修を実施(2回) 参加者計37人 | 406 (流用) | 101 (補正) | 府民文 化部 | 消費生活センター |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標4 消費生活相談体制の充実 1. 府の消費生活相談体制の充実・強化 (3)府における消費生活関連相談窓口の周知強化(広報強化)

| 事 業 名 | 概 要 | 予算: | 千円 | 所" | 管課 |
|---|--|------------------------|--------|-----------|----------|
| . ,,, | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| ウェブサイト の運用(再 掲) | 消費生活等に関するウェブサイト「消費生活事典」の積極的な運用を行い、消費者教育・情報提供の促進を図る。 《URL: https://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/》 <令和5年度実績> ・アクセス件数 22,196件 | | | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| | 消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費 生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市 町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情 報として大阪市と共同で「くらしすと」を配信する。 <令和5年度実績> (1)消費生活情報「くらしすと」(府市共同作成) 年4回配信 (2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信 | 0 | 0 | | |
| | アドレス登録数 1,182件 (R6.3.31現在) | | | | |
| 消費生活情報 の提供(再掲) | (3)消費者啓発資料の作成 ①「あまーい誘いにご用心!」 85,000部 (R5年度版) ②「消費ってなーに?」 88,000部 (R5年度版) ③「府内消費生活相談窓口」 3,000部 ④「撃退!悪質商法」 3,000部 ⑤「くらしすと」(点字啓発資料) 200部×4回 ⑥「消費生活センターからのお知らせ」 (府政だより抜き刷り)10,000部 | | | 府民文 化部 | 消費生ンター |
| | (4) 府政だより (10月号に特集記事掲載) 発行部数:約188万部 (5) その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応 〔根拠法令等:大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置 条例〕 | 4, 800 | 4, 800 | | |
| 悪質商法対策 審業(消費者 被害未然防止 のための啓 発) | 地方消費者行政強化交付金の特別枠を活用し、悪質商法に関する情報発信や消費生活センター、消費者ホットライン「188」の認知度の更なる向上に取り組み、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。 <令和5年度実績> ・デジタルサイネージやSNS広告において、消費者ホットライン (188) 等を紹介する啓発動画を放映 ・消費生活フェアにて相談体制の充実のために弁護士相談会を実施 | 18, 518 (補正) | | 府民文 化部 | 消費生ンター |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標4 消費生活相談体制の充実 2. 市町村相談体制への支援 (1)市町村消費生活相談員等の育成・資質向上等

| 事業 | 名 | | 概 | 要 | | 予算: R5最終 | 千円 R6当初 | 所 " | 管 課 室課名 |
|---------------------------------|----------------|--|---|---|--------------|--------------------|--------------------|-----------|----------|
| 市町村相談 総括者研修 (再掲) | 員 | 難事案の対 立場にの対 より、円 雑化・多様 <令和5年 ・実施回 | 消費生活相談窓口における問題 け応において府センターとのか 相談員を対象に、専門的で 対かつ効果的に相談における原 後化する相談事案の解決を図 度実績> 1数 19回 数 193名 | パイプ役になる市町村 高度な内容の研修を行 存の支援の効果をあげ、 | の総括的 うことに | 5, 320 | 5, 320 | | 消費生ンター |
| | | て必要な知 <令和5年 | | 実施する。 | | | | | |
| | | 実施日 | | 講師 | 受講者数 | | | | |
| 市町村消費 行政職員等 修会の実施 (再掲) | 研 | R4. 6. 7 | 「地方消費者行政の充実強化に向けて」 | 消費者庁 地方協力課 総括担当 馬場 雅也氏 曽我 聖久氏 交付金担当 長根 健太氏 | 39人 | 141 | 141 | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| (1114) | | R5. 2. 21 | 施設見学及び簡易裁判所における 民事手続の説明 | ける 大阪簡易裁判所 裁判官、調停委員、書記官 21 人 | | | | | |
| 共同事例研会の実施 | · 究 | 消費生活相がら法的な <令和5年 | 賃士会消費者保護委員会と府店 目談窓口の相談担当者が、相談 対対を行う。 度実績> 数 11回 | | | | | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 即戦力とな消費生活相員の育成・ネト事業(再掲) | さ 調談 : 一 | ため、即戦する市町村 | 至了者数 3名 | 育成した相談員と相談 | | 1, 998 | 1, 998 | 府 民 文化部 | 消費生活センター |
| 悪質商法対 事業 (| 策者域能 | 地域におけ 担当職員や | 計者行政強化交付金の特別枠? 計る消費者被害の未然防止・技 中地域で見守り活動を行う方。 計者等を見守る際のポイント等 主度実績> 2回 | 広大防止を図るため、 々を対象に、協議会の | 市町村の 効果的な | 406 (流用) | 101 (補正) | 府民文 化部 | 消費生ンター |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標4 消費生活相談体制の充実 2. 市町村相談体制への支援 (2)市町村における消費生活相談業務の支援

| 事業 | 名 | 概 要 | 予算: | 千円 | 所 | 管 課 |
|------------------------------|----|--|----------|----------------------|----------------|-------------------------|
| 巡回相談・ 由相談の実 | 経 | 市町村からの要請に基づき、相談処理の仕方、PIO-NET入力等について助言・指導を行う巡回相談を行うとともに、市町村からの経由相談を実施し、必要に応じ出張相談を行う。 < 令和5年度実績> ・巡回相談 3回 | R5最終 | R6当初 | 部 府民文 化部 | 室課名 消費生 活セン ター |
| 市町村相談制整備支援 | 体 | ・経由相談 133件 市町村の消費生活相談体制整備に向けた支援 (1) 消費生活相談窓口職員専用ウェブサイト」の運営 [府内全市町村設置運用] 府センター及び市町村の相談窓口職員が、消費者被害に迅速・的確に対応できるよう、被害の拡大が予想される新手の悪質な手口やその対処法、事業者情報等業務に役立つ情報を即時に共有できる「消費生活相談窓口職員専用ウェブサイト」(H17年度導入)を管理運営している。 (2)消費生活オンライネットワークシステムの運用 (P10-NET: パイオネットPractical living Information Online Network System) 消費生活情報の有効な活用を図るため、昭和59年度に設置した全国消費生活情報ネットワークシステムの運用を行っている。 [令和5年度末現在39市町で導入] (3)ウェブ相談等端末機(タブレット端末機)の運用新型コロナウイルス感染症の拡大時に加え、自然災害などの突発的な危機事象発生時に備え、ウェブ会議システムの活用を可能とするため、ウェブ相談等端末機を運用し、市町村に貸与する。 [令和5年8月末現在38市町へ貸与] | 3, 272 | 3, 272 2, 566 | 府民文化部 | 消活タ |
| 法律相談の | | 消費生活に関する相談のうち高度な法的処理を必要とするものについて、平成5年度から消費生活に関する法律相談を実施し専門家の助言を受けるため、毎月当センターにおいて、当センター及び市町村相談窓口職員等を対象に、弁護士による法律相談を行う。 <令和5年度実績> ・開催回数7回 | 396 | 396 | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 大阪府消費 行政強化・ 進事業補助 | 者推 | 府内市町村の消費者行政の強化及び推進のため、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、市町村に対し補助金を交付する。 <令和5年度実績> 38市町村… 91,110千円 | 112, 338 | 108, 780 | 府民文 化部 | 消費生活センター |
| 商品テスト-例研究会の第 | 実 | 大阪府内における、苦情相談に寄せられた商品の原因究明のためのテスト事例の情報交換を行うことにより、テスト部門の向上及び府内市町村の相談支援を図る。 <令和5年度実績> ・開催回数 2回 | 206 | 206 | 府民文 化部 | 消費生 活セン ター |
| 即戦力とな:消費生活相:員のディストーのでは、 (再掲) | る談 | 府域における消費生活相談員の安定的な確保が出来る体制を整備するため、即戦力となる相談員の育成及び育成した相談員と相談員を募集する市町村とのコーディネートを行う事業を実施する。 <令和5年度> ・育成修了者数 7名 ・採用決定者数 5名 | 1, 998 | 1, 998 | 府民文 化部 | 消費生活センター |

4. 体系別事業一覧 基本目標4 消費生活相談体制の充実 3. 消費者問題の早期解決支援 (1)あっせん、調停の活用

| 事業名 | | 概 要 | | 予算:千円 | | |
|----------------------|-----|--------|------|-------|-------------|----------|
| | | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| 大阪府洋 活苦情報 員会の追 | 審査委 | | 220 | 220 | 府 民 文 化部 | 消費生活センター |

4. 体系別事業一覧 基本目標4 消費生活相談体制の充実 3. 消費者問題の早期解決支援 (2)訴訟への支援

| 事業名 | | 名 | 概要 | | 予算:千円 | | |
|-----|-----|---|--|------|-------|-------------|----------|
| | | | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| 訴訟 | の援助 | | 消費者が商品及び役務等によって受けた被害に関して、事業者を相手 方として訴訟を提起する場合に、一定の要件のもとに訴訟資金の貸付 を行う。 〔根拠法令等:大阪府消費者保護条例〕 | 100 | 100 | 府 民 文 化部 | 消費生活センター |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標4 消費生活相談体制の充実 3. 消費者問題の早期解決支援 (3)高齢者、障がい者等の被害解決への支援

| 事 業 名 | 概 要 | 予算: R5最終 | | | 管課 |
|--|---|---------------|---------------|----------------|-----------|
| 高齢者等の見 守り者対象の 講座の実施 (再掲) | 高齢者等をサポートする見守り・支援者向けに出前講座等を実施する。 <令和5年度実績> ・実施回数 15回 ・受講者数 460人 | 2, 245 | R6当初 2,245 | 部 府民文 化部 | 室課名消費生ンター |
| 消費のサポー ター養成・更 新講座(再 掲) | 高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に関する最新の情報提供等を行う「消費のサポーター」養成講座を実施する。また、すでに消費のサポーターとして登録しているボランティアに対し、専門的な知識の維持と更新を図る更新講座を実施する。 〈令和5年度実績〉令和6年4月1日現在登録者数145名・消費のサポーター養成講座(新規)実施回数1回 受講者数 31 人・消費のサポーター更新講座(更新)実施回数3回 受講者数 114 人 | 5, 608 5, 608 | | 府民文化部 | 消費生ンター |
| 高齢者向け 「消費者問題 ミニ講座」へ の講師派遣 (再掲) | 地域での高齢者の集まりに、悪質商法とその対策、被害に遭わないための注意点などの情報提供を行うボランティアである消費のサポーターの養成し、派遣を支援することにより、高齢者の消費者被害の未然防止を図る。 < 令和5年度実績>令和6年4月1日現在登録者数145名・ミニ講座実施回数 107回・ミニ講座受講者数 2,723人 | | | | |
| 消費生活情報 の提供(再掲) | 消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報として大阪市と共同で「くらしすと」を配信する。 < 令和5年度実績> (1)消費生活情報「くらしすと」(府市共同作成)年4回配信 (2)メールマガジンの発行毎月1回及び随時配信アドレス登録数1,182件(R6.3.31現在) (3)消費者啓発資料の作成①「あまーい誘いにご用心!」85,000部(R5年度版)②「消費ってなーに?」88,000部(B5年度版)③「府内消費生活相談窓口」3,000部④「撃退!悪質商法」3,000部⑥「くらしすと」(点字啓発資料)200部×4回⑥「消費生活センターからのお知らせ」(府政だより抜き刷り)10,000部 (4)府政だより(10月号に特集記事掲載)発行部数:約188万部 (5)その他の情報提供・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応 「根拠法令等:大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例] | 4, 800 | 0 | 府民文文 | 消活オタ |

- 4. 体系別事業一覧 基本目標4 消費生活相談体制の充実 3. 消費者問題の早期解決支援 (3)高齢者、障がい者等の被害解決への支援

| 事業名 | 概 要 | 予算: | | 所介 | 管 課 |
|---|--|----------|----------|--------|--|
| | 大阪府警本部と連携し、啓発冊子・リーフレット等に特殊詐欺防止 | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| | に係る記事を掲載する。 府政だよりでの広報 10月号に高齢者特集号掲載 | 4, 800 | 4, 800 | 府 民文化部 | 消費生活センター |
| 特殊詐欺等被 害防止に向け た広報啓発活 動 (再掲) | 特殊詐欺被害を防ぐためには、高齢者の防犯意識の向上及び地域一体となった被害防止機運の醸成が急務であり、本事業においては、高齢者を対象とした防犯教室、キャンペーン等において配付する啓発用物品を作成し、啓発効果を高めるとともに、自治体、事業者、地域住民に対する広報活動や個別防犯活動において配付するチラシを作成して高齢者のみならず地域全体の防犯意識の向上を図り、さらには、警察署、金融機関、事業所等に掲示するポスターを作成して、これらの施策では行き届かない人々に対する補完的な広報を行う。本事業においては、大阪府消費生活センターと連携することで、より幅広く効果的な広報啓発活動を行う。 | 1, 500 | 2, 499 | 警部生全部 | 府民安全対策 |
| 地域権利擁護 総合推進事業 (再掲) | 認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るために、地域で相談を受けている関係機関等を対象として、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会を通じて、相談支援事業を実施する。 権利擁護に係る相談支援事業 (内容)・電話相談:月曜日〜金曜日 午前10時〜午後4時・専門相談:弁護士・社会福祉士による面接相談毎週木曜日(予約制)午後1時〜・午後2時30分〜など | 35, 286 | 35, 186 | 福祉部 | 地域福進 祉推地域 福祉課 |
| 日常生活自立 支援事業(再 掲) | 認知症・知的障がい・精神障がい者等の判断能力が不十分な方の権利擁護を図るため、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に対して補助を行う。 (内容)・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス など 〔根拠法令等:日常生活自立支援事業費補助金交付要綱〕 | 324, 108 | 325, 436 | 福祉部 | 地域福建地地域福祉課 |
| 福祉サービスに関する苦情解決(再掲) | 福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査 又はあっせん等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会運営適正化 委員会の取組みを支援する。 | 11, 470 | 11, 470 | 福祉部 | 地域福祉推進室地域福祉課 |
| 障がい福祉 サービスに関 する相談・苦 情解決のため の体制づくり (再掲) | 障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法のもとで、利用者が安心してサービスを利用できるよう、これらの利用者等からの相談・苦情が円滑に解決される必要がある。 大阪府においても、指定した事業者のサービスの質を確保するため、指定事業者・施設に対し、集団指導や運営指導等の指導監督を行う。また、喀痰吸引に係る研修機関・事業者の登録及び指導監督を行う。 〔根拠法令等:障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法〕 | 5, 971 | 6, 221 | 福祉部 | 障がい 室 経 生 活 推 進 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 員 課 員 課 員 ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま |

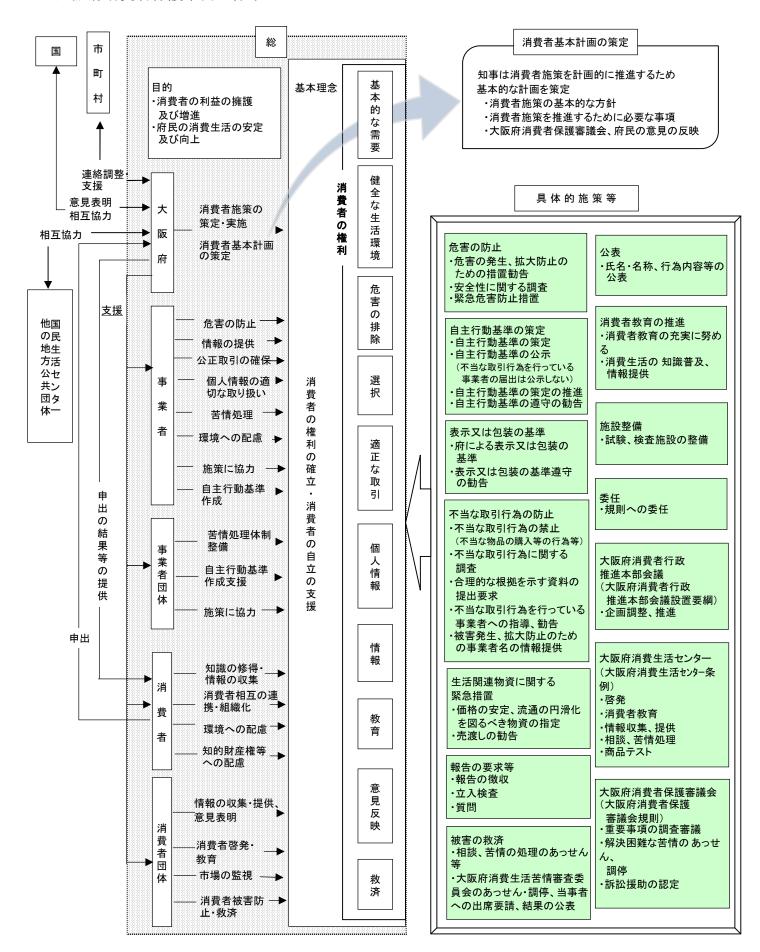
- 4. 体系別事業一覧 基本目標4 消費生活相談体制の充実 3. 消費者問題の早期解決支援 (3)高齢者、障がい者等の被害解決への支援

| 事業 | 名 | 概要 | 予算: | 千円 | 所" | 管課 |
|--|--------------------|--|---------|---------|-----------------------|-----------------|
| | - | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| 介護保险制 | | (1)介護保険苦情処理体制の整備運営 大阪府国民健康保険団体連合会が迅速かつ適切に苦情に対応し、公平・中立な立場から苦情処理を行えるようにするため、同連合会が行う苦情処理体制の整備及びその運営に要する経費に対し補助を行う。 | 5, 988 | 5, 988 | | 京 歩へ |
| 介護保険制度 における相 談・苦情解決 体制の推進 (再掲) | 決 | (2)介護保険制度における指定介護保険施設や指定居宅サービス事業者等に対する指導・監査 介護保険制度により提供される施設サービスや居宅サービスの質を確保するため、毎年度集団指導の開催や施設・事業所の運営指導を行っている。運営指導では、法令遵守並びに利用者の立場に立った適正なサービスの提供について指導を行い、不正事案等が確認されれば監査を実施するなど、厳正な指導監督を行う。 | 5, 782 | 6, 463 | 福祉部 | 高護護課護者 |
| 圧着はがき 郵送による 報啓発活動 (特殊詐欺 策) (再掲 | 方 広 力費 対対 | 警察が捜査の過程で入手した名簿を活用して、名簿登載者に対し、 圧着はがきを送付して注意喚起を実施し、特殊詐欺被害の未然防止を 図る(郵送件数 15,000件)。 | 1, 041 | 1, 193 | 警察本 部 生活安 全部 | 府民安 全対策 課 |
| 「おおさか 殊詐欺被害 止コールセ ター」の開 (再掲) | が防ン | 特殊詐欺被害未然防止対策として、警察が捜査の過程で入手した名簿の登載者に架電して特殊詐欺の犯行手口の情報提供と被害防止の注意喚起を行う(架電件数 67,500件以上) | 14, 256 | 14, 999 | 警察本 部 生活安 全部 | 府民安 全対策 課 |

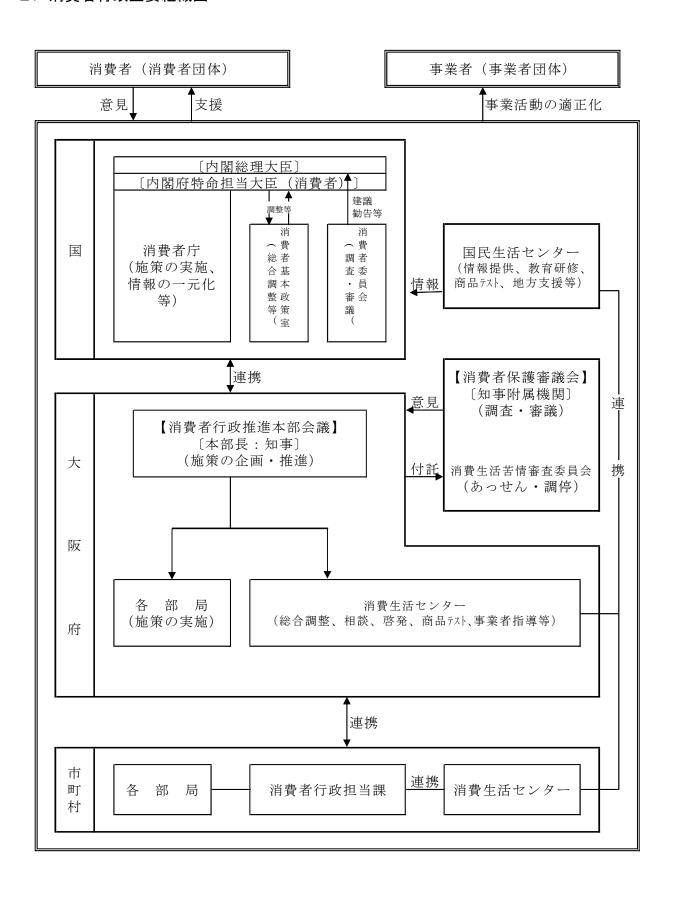
- 4. 体系別事業一覧 基本目標4 消費生活相談体制の充実 3. 消費者問題の早期解決支援 (4)警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進

| 事 業 名 | | 概 要 | | 予算:千円 | | |
|---------------------------------|--------------------------------------|---|------|-------------------|-------------------|-------|
| | | | R5最終 | R6当初 | 部 | 室課名 |
| 悪質商法 番の設置 掲) | | 悪質商法110番において、悪質商法、高金利融資、その他悪質業者に 関する相談や情報を受け付けている。 06-6941-4592 [くるしい時のしんこくに] ・令和5年度中実績 225件 (令和4年度中実績 181件) | | | 警察本 部生活 安全部 | 生活経済課 |
| 警察による防 犯活動・犯罪 の取締りの推 進 | 犯罪 | 生活経済関連事犯の取締りに努めている。 (利殖勧誘事犯・闇金融事犯・悪質な特定商取引事犯・その他経済関係法令違反) | | | 警察本 部生活 安全部 | 生活経済課 |
| | 生活環境関連事犯の取締りに努めている。 (環境事犯・保健衛生事犯) | | | 警察本 部生活 安全部 | 生活環境課 | |

1. 大阪府消費者保護条例の体系



2. 消費者行政主要組織図



3. 消費者施策に関する法令等について

| 項目 | 法律の名称 | 法 律 の 概 要 | 所管官庁 | 府の担当課 | 府の事務の概要 | 自治事務、 法定受託 事務の別 |
|------------------------------|--|--|------------------|--------------|---|----------------------------|
| 安全な消費生活 | の確保 | | | | | |
| 相談苦情処理 体制の強化 | 消費者安全法 | 基本方針、消費生活相談、消費者事故等の情報集約、 消費者被害の発生・拡大の防止 | 消費者庁 | 消費生活センター | 消費生活相談、消費生活センター設置、消 費者事故情報の通知、立入検査等 | 自治事務 (一部法 定受託事 務) |
| | 貸金業法 | 貸金業の登録、契約証書等の書面の交付、取立行為 の規制等 | 金融庁 | 金融課 | 貸金業の登録、貸金業者の指導監督等 | 第1号法 定受託事 務 |
| 品目の適正に 応じた危害の 防止 | 消費生活用製品安全法 | 一般生活用品の製造、販売の規制(PSC マーク制度)、 安全向上の自主的促進措置(SG マーク制度)等 | 経済産業省 消費者庁 | 消費生活 センター | 販売事業者に対する報告徴収、立入検査等 (H19.4.1~町村へ移譲・市は法定移譲) | 自治事務 |
| | が ス事業法・液化石油が ス の保安の確保及び取引の 適正化に関する法律 | ガス用品の指定機関による検定、形式承認、表示の 規制、有資格者による工事又は監督の義務付け等 | 経済産業省 | 消防保安課 | 販売事業者に対する報告徴収、立入検査等 | 自治事務 |
| | 電気用品安全法 | 電気用品の指定機関による検定、形式承認等 | 経済産業省 消 費 者 庁 | 消防保安課 | 販売事業者に対する報告徴収、立入検査等 | 自治事務 |
| | 火薬類取締法 | 火薬類(玩具花火)の取扱い、販売業者での保管や 陳列の規制等 | 経済産業省 | 消防保安課 | 火薬類の譲受・消費に関する許認可 | 自治事務 |
| | 医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の | 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に必要な | 厚生労働省 | ・薬務課 | 薬局等医薬品販売業、医療機器販売業・貸 与業及び再生医療等製品販売業に関する審 査、許認可及び監視指導 | 自治事務 |
| | 確保等に関する法律(医 薬品医療機器等法) | 療等製品の品質、有効性及び女主性の帷保に必要な 規制等 | ., _,, _, | 212 223 1811 | 医薬品・医療機器等の製造販売業・製造業 に関する審査・進達、許認可及び監視指導 | 第1号法定 受託事務 |
| | 毒物及び劇物取締法 | 毒物及び劇物に関する保健衛生に必要な取締り | 厚生労働省 | 薬務課 | 毒劇物の製造・輸入・販売業者及び業務上 取扱者等に関する審査・進達、許認可・登 録及び監視指導。知事権限に属するもの(製 剤の製造等)は自治事務。大臣権限に属す るもの(製造)は第1号法定受託事務。 | 自治事務 第1号法定 受託事務 |
| | · 食品衛生法 | 不衛生食品等の販売等の禁止、食品等の規格基準の 制定、営業施設の基準 | 厚生労働省 | 食の安全推 | 営業許可、飲食店営業許可等に係る監視指導、営業施設の基準の設定 | 自治事務 |
| | | | | 進課 | 営業施設への臨検検査、報告の徴収等 | 第1号法定 受託事務 |
| | 食品表示法 | 食品表示基準、不適正な表示に対する措置、差止請求及び申出 | 消費者庁 | 食の安全推 進課 | 食品関連事業者に対する指示・命令及び公表。 食品関連事業者に対する回収命令・公表及 | 自治事務 第1号法定 |
| | | жаочы | | 连 床 | び報告徴収、立入検査等 | 受託事務 |
| | 食鳥処理の事業の規制及 | 食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な 規制その他の措置を講じ、食鳥検査の制度を設け、 | 厚生労働省 | 食の安全推 | 処理業の許可、食鳥検査 | 自治事務 |
| | び食鳥検査に関する法律 | 食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止する | 子工刀刺目 | 進課 | 処理場等への臨検等、処理業者等からの報 告徴収等 | 第1号法定 受託事務 |
| 5 150 10 10 10 10 | 有害物質を含有する家庭 用品の規制に関する法律 | 住宅用洗浄剤エアゾール製品、繊維製品のうち下着 等のホルムアルデヒド等有害物質を含有する一般家 庭用品の規制 | 厚生労働省 消費者庁 | 環境衛生課 | 製造・輸入・販売の事業を行う者に対する 立入検査、報告徴収等 | 第 1 号法定 受託事務 |
| 試験検査等の 充実 | 食品衛生法 | 不衛生食品等の販売等の禁止、食品等の規格基準の制定、営業施設の基準 | 厚生労働省 | 食の安全推 進課 | 食品等の収去・検査 | 第1号法定 受託事務 |
| | 食品表示法 | 食品表示基準、不適正な表示に対する措置、差止請 求及び申出 | 消費者庁 | 食の安全推 進課 | 食品の収去・検査 | 自治事務 |
| | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の | 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に必要な | - 厚生労働省 | ・薬務課 | 薬局等医薬品販売業、医療機器販売業・貸 与業及び再生医療等製品販売業の申請に係 る相談指導及び審査業務、収去試験、調査 研究、研修並びに依頼試験等 | 自治事務 |
| | 確保等に関する法律(医薬品医療機器等法) | 規制等 | | SIS 400 MAIL | 医薬品・医療機器等の製造販売業・製造業 の薬事申請に係る相談指導及び審査業務、 収去試験、調査研究、研修並びに依頼試験 等 | 第1号法定 受託事務 |
| | 水道法 | 各種水道の規制、水質の検査、受水槽の管理等について規定 | 国土交通省 環境省 | 環境衛生課 | 水道事業者に対する指示、報告徴収、立入 検査等 | 自治事務 |
| | 有害物質を含有する家庭 用品の規制に関する法律 | 住宅用洗浄剤エアゾール製品、繊維製品のうち下着 等のホルムアルデヒド等有害物質を含有する一般家 庭用品の規制 | 厚生労働省 消費者庁 | 環境衛生課 | 製造・輸入・販売の事業を行う者に対する 立入検査、報告徴収等(検査は(地独)大阪 健康安全基盤研究所で実施) | 第1号法定 受託事務 |

3. 消費者施策に関する法令等について

| 項目 | 法律の名称 | 法 律 の 概 要 | 所管官庁 | 府の担当課 | 府の事務の概要 | 自治事務、 法定受託 事務の別 |
|----------------------------|--|--|------------------|----------------|---|-----------------------|
| 適正な消費者 | 取引の確保 | | | | | |
| 商品・サービ; の表示・契約 等の適正化 | · | 消費者が事業者と契約をするとき、両者の間には持っている情報の質・量や交渉力に格差があることから、消費者の利益を守るため、不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定 | 消費者庁 | 消費生活センター | 消費生活相談、消費者被害の未然防止や拡 大防止等に関する啓発等 | 自治事務 |
| | 特定商取引に関する法律 | 事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とし、消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、不適切な勧誘の禁止、法定書面の交付、不実を告げることの禁止など、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルール等を規定(取引類型)訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入 | 消費者庁 経済産業省 | 消費生活センター | 訪問販売業者等に対する指示、業務停止命 令等 | 自治事務 |
| | 割賦販売法 | 割賦販売につき、手数料率等販売条件の表示、書面 の交付、クーリングオフ等の規制等 | 経済産業省 消 費 者 庁 | 消費生活 センター | 前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業 者に対する報告徴収、立入検査 | 自治事務 |
| | 家庭用品品質表示法 | 繊維製品、雑貨工業品等の家庭用品につき、製品の 品質が識別できるような表示の標準化等 | 消 費 者 庁 経済産業省 | 消費生活 センター | 販売事業者に対する指示、報告徴収、立入 検査等(H19.4.1~町村へ移譲・市は法定移 譲) | 自治事務 |
| 商品・サービジ の表示・契約 等の適正化 | | 会員募集の際の届出、契約締結の際の書面による情報の開示、クーリングオフ等 | 経済産業省 | 消費生活 センター | 会員制事業者等に対する指示、業務停止命 令等 | 自治事務 |
| 公正自由な競 争条件の確保 | | 旅行業者等及び旅行サービス手配業者の登録、有効 期間の更新登録、営業保証金の供託、旅行業約款の 導入、取引条件の説明、適正な広告表示、営業保証 金の還付、報告徴収及び立入検査 | 観光庁 消費者庁 | 企画・観光課 | 旅行業者及び旅行業者代理業者、旅行サー ビス手配業者の登録等 | 自治事務 |
| | 特定住宅瑕疵担保責任の 履行の確保等に関する法 | 新築住宅について、請負人や売主に課される資力確 1 月 世帯 生 | 国土交通省 | 居住企画課住宅建築局建築投資 | 法律に関する普及、啓発、質問・相談への 対応等(情報提供等) | 自治事務 |
| | 律 | 保措置等 | | 建築指導室 建築振興課 | 大阪府知事許可・免許事業者が行う届出の 受理等 | |
| | 計量法 | 正確な計量器の供給、正確な計量器使用、正確な計量、商品量目の規制等 | 経済産業省 | 計量検定所 | 事業者に対する登録・届出・指定・計量器 に対する検定・検査、計量関係事業者等立 入検査及び計量思想の普及啓発 | 自治事務 |
| | 食品表示法 | 食品表示基準、不適正な表示に対する措置、差止請 求及び申出 | 消費者庁 | 食の安全推 進課 | 食品関連事業者に対する指示・命令及び公表。 | 自治事務 |
| | 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の 伝達に関する法律 (米トレーサビリティ法) | 米穀等の取引の際の情報の記録及び産地情報の伝達 業務等を規定 (米トレーサビリティ法) | 農林水産省 消費者庁 | 流通対策室 | 米穀等の産地伝達や表示の適正化を推進するための米穀事業者に対する啓発や指導 | 自治事務 |
| | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 | 自動車運転代行業者の認定、自動車運転代行業者の 遵守事項の規定、監督等 | 国土交通省 | 交通戦略室 | 自動車運転代行業に対する報告徴収、立入 検査等 | 自治事務 |
| | 不当景品類及び不当表示防止法 | 一般消費者に誤認される商品又は役務についての不 当な表示の規制等 | 消費者庁 | 消費生活センター | 事業者に対する指示(H26.12.1 から措置命令)、報告徴収、立入検査等(指示は平成23.4.1~、措置命令はH27.1.1~大阪市へ移譲) | 自治事務 |

3. 消費者施策に関する法令等について

| 項目 | 法律の名称 | 法 律 の 概 要 | 所管官庁 | 府の担当課 | 府の事務の概要 | 自治事務、 法定受託 事務の別 |
|-----------------------------------|--|---|----------------|-----------------|---|-----------------------|
| 消費者教育・情報 | 報提供の強化 | | | | | |
| 消費者教育の 総合的・一体的 な推進 | 消費者教育の推進に関 する法律 | 消費者教育の総合的かつ一体的な推進 | 消費者庁 | 消費生活センター | 消費者教育の推進 | 自治事務 |
| 消費者啓発・教育の充実 | 健康増進法 | 食生活の改善や栄養に関する正しい知識の普及 | 厚生労働省 | 健康づくり課 | ・特定給食施設に対する指導 ・特別用途食品申請に関する指導、食品の 虚偽誇大表示等に関する相談・指導 | 自治事務 |
| | 食品衛生法 | 不衛生食品等の販売等の禁止、食品等の規格基準 の制定、営業施設の基準、食品衛生に関する正し い知識の普及等 | 厚生労働省 消 費 者 庁 | 食の安全推 進課 | 消費者及び食品関係事業者に対する食中 毒予防等食品衛生に関する正しい知識の普 及 | 自治事務 |
| 消費生活に関 する情報提供 の充実 | 建築基準法 | 安全で安心なまちづくりの実現を図るための建築 物等の安全、防火、衛生上の基準 | 国土交通省 | 建築指導室 | 建築確認、中間完了検査、許可、認定や違 反建築対策等、建築物についての台帳の管 理と閲覧 | 自治事務 |
| | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の 登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備 えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するため の措置を講じることなどにより、高齢者の居住の 安定の確保を図る。 | 国土交通省 厚生労働省 | 居住企画課 | 高齢者世帯の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、登録簿を一般の閲覧に供するなどにより、高齢者に情報を提供 | 自治事務 |
| 望ましい消費 生活の提案 | 容器包装に係る分別収 集及び再商品化の促進 に関する法律(容器包 装リサイクル法) | 容器包装廃棄物の消費者の分別排出、市町村の分 別収集、事業者の再商品化の責務 | 環 境 省 経済産業省 | 循環型社会 推進室 | 法令の周知、分別収集促進計画の策定 | 自治事務 |
| | 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) | 家電廃棄物の減量と再商品化等を図るための製造 業者、小売業者の義務 | 環 境 省 経済産業省 | 循環型社会 推進室 | 法令の周知 | 自治事務 |
| | 使用済小型電子機器等 の再資源化の促進に関 する法律(小型家電リサイ か法) | 使用済小型電子機器の再資源化を促進するための 廃棄物処理法の特例 | 環 境 省 経済産業省 | 循環型社会 推進室 | 法令の周知 | 自治事務 |
| | 食品循環資源の再生利 用等の促進に関する法 律(食品リサイクル法) | 食品関連事業者が食品廃棄物について、発生抑制、 再生利用、減量等を行う責務 | 農林水産省 | 流通対策室 | 法令の周知 | 自治事務 |
| | 食品ロスの削減の推進に関する法律 | 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの 削減を推進 | 消費者庁 | 流通対策室 | ・食品ロス削減の推進・食品ロス削減推進計画の策定 | 自治事務 |
| 消費者活動の支持 | 爰 | | | <u> </u> | | |
| 生活協同組合 の活動支援 | 消費生活協同組合法 | 消費生活協同組合の許認可、運営に関する監督指 導等 | 厚生労働省 | 男女参画 · 府民協働課 | 消費生活協同組合の設立、解散等の許認可 及び運営に関する監督指導 | 自治事務 |
| 物価安定対策等 | | | | | | |
| 生活関連物資 の価格・需給動 向の調査・監視 等 | 生活関連物資等の買占め 及び売惜しみに対する緊 急措置に関する法律 | 生活関連物資の異常高騰の抑制、物資の価格・需 | 消費者庁 | 消費生活 | 生活関連物資等の売り渡しの指示 (H19.4.1~市町村へ移譲・政令市は法定移 譲) | 第1号法定受託事務 |
| | 国民生活安定緊急措置法 | 給の調査、販売業者に対する規制等 | 消費者庁 | センター | 生活関連物資等の標準価格等の表示の指示 及び標準価格以下での販売の指示 (H19.4.1~市町村へ移譲・政令市は法定移 譲) | 第1号法定 受託事務 |
| 取引の適正化 | 卸売市場法 | 卸売市場の適正な管理及び運営、市場関係者の業 務指導及び助言等 | 農林水産省 | 流通対策室 | 地方卸売市場の開設についての認定等、市 場業務についての指導及び助言等 | 自治事務 |